

## 第4部 日本における仕事と介護の両立 についての実証分析



# 日本における仕事と介護の両立についての 実証分析

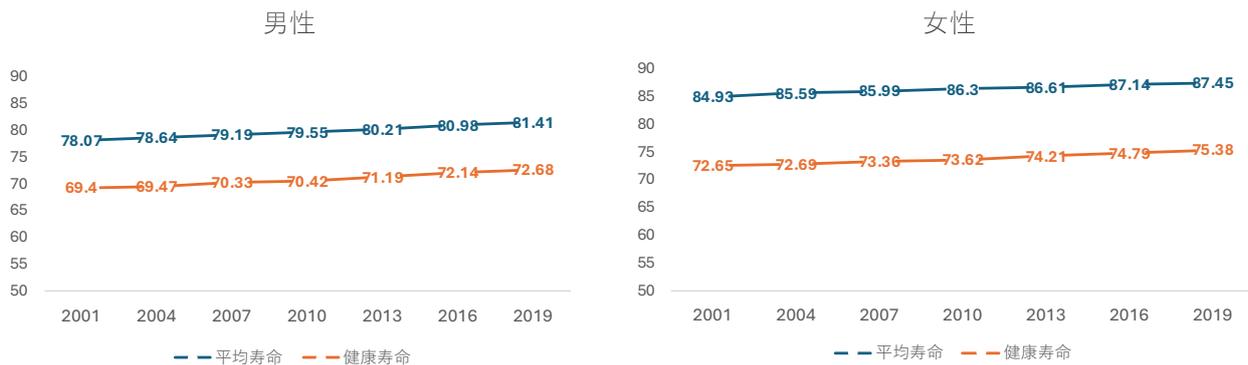
青山学院大学経済学部  
菅野 早紀

本研究は科研費19K13725・24K04868の研究助成を受けています。

## 研究の概要

- 近年、日本では仕事と介護を両立する人が増加
- 本研究は、日本の**中高齢者パネルデータ**を用いて、親への介護と介護施設の利用が、**中高年の子どもの就業行動とメンタルヘルス**に与える影響を分析したものである
- 分析の結果、女性が就業や就業時間の調整を行っていた
- しかし、今後は働きながら介護をする人は男女ともにさらに増加することが見込まれる
- 家族介護者が継続的に就業できるよう、介護政策と雇用政策を一体的に進めるエビデンスに基づいた対応が必要

## 研究の背景：介護の期間



出典：令和6年版「高齢社会白書」

- 世界で最も早く高齢化が進む日本
- **健康寿命**：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと
- 平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「**健康ではない期間**」のこと
  - 男性は8.73年、女性は12.07年
  - この期間、**医療**や**介護**が必要

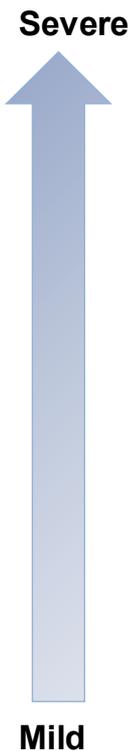
3

## 研究の背景：介護保険の導入

- 介護保険：2000年4月に導入
- 世界で初めて介護サービスを社会保険で供給する体制を整えた**オランダ**、そしてドイツに倣い、**社会保険**の形式で導入
  - 保険料を事前に被保険者から徴収し、**介護が必要になった人**に介護サービスを給付
  - 寝たきりや認知症、虚弱など、介護を必要とする状態になったとき、介護サービスが現物で給付される
  - その確認の手続き = 「**要介護認定**」
  - **市町村**の窓口申請し、主治医の意見書や認定調査員による調査等から「どの程度介護が必要か」という**要介護認定**がなされる
- 介護の**社会化**を目指して開始された (↔ 介護を**家族**で担う)
- 実際に、家族の負担はどうなっているのか？

4

区分	状態（大まかな目安）
要介護5	日常生活全般について全面的な介助が必要な状態。医師の伝達も困難な場合も。
要介護4	日常生活の上で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣類の着脱など全般に全面的な介助が必要な状態。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄・入浴・衣類の着脱など全面的な介助が必要な状態。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力ではできない困難。排泄・入浴・衣類の着脱などに一部または全面的な介助が必要な状態。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排泄や入浴などに部分的な介助が必要な状態。認知機能と状態の安定性が
要支援2	要介護1と同様の状態ではあるものの、家事や掃除だけでなく、立ち上がりや歩行にもサポートが必要。適切なサポートを受ければ要介護状態への進行を予防できる。
要支援1	介護は必要ないものの、家事や掃除にサポートが必要な状態。適切なサポートを受ければ要介護状態への進行を予防できる。



5

## 研究の目的

- 介護をしている人のうち、58% が就労中
- 毎年、106,000が介護離職
- **キャリア形成の阻害、家計の収入の減少、精神的な負荷**
- 今後さらに増加すると予想
- 2030年までに介護と仕事の両立が困難なことから9兆円の損失と推定（2024, 経済産業省）
- **したがって、介護と就業の関係を分析することは今後の日本で働きながら介護をする人たちの困難な状況を可視化する上で重要**
- **本研究のテーマ：親の介護により、子どもは労働供給を抑制しているのか？それはどのような場合か？**

6

- **推定上の課題: 内生性 (Endogeneity)**
  - **介護 ↔ 労働供給** (双方向の因果関係が存在): 介護により就業時間が減少する一方、労働供給が少ないほど介護を担いやすい可能性  
→ 操作変数法 (2SLS) により内生性を補正
  - 操作変数法: 介護の意思決定には影響するが、就業には直接影響しない変数を操作変数として用いることで、介護の影響のみを取り出して推定する
- 欧米の研究動向: 主に女性を対象に、操作変数法 (IV) やパネルデータ分析で内生性を制御
  - 主なIVの例: 親の健康状態: 主観的健康度 (Ettner, 1996)、ADL limitations (Crespo & Mira, 2014)、子どもの家との距離 (Bonsang, 2009)、娘の割合 (Bolin et al., 2008)
- 日本研究動向: 主に女性を対象、介護の有無の効果を推定
  - Niimi (2018): IVは要介護度
    - 退職年齢の計画に影響なし
  - Oshio & Usui (2018): 60歳以下女性、FE (内生性の問題なし)
    - 就業確率 3.2% ↓、労働時間への影響なし

7

## まだ明らかにされていないこと

### ① 介護時間と介護期間の影響

- 多くの研究は介護を「している/していない」として扱っており、日本では介護時間や期間はほとんど扱われていない
  - 実際には、31.5%が4~10年、17.6%が10年以上介護を継続というデータも (生命保険文化センター)
- 介護の終了時期や施設利用のタイミングは不確実
- 長期の介護は就業継続を阻害し、メンタルヘルスにも悪影響を及ぼす可能性

### ② 性別・雇用形態の差: 既存研究の多くは女性に焦点を当てており、男性や正規雇用者の分析は限定的

### ③ 施設介護の利用効果

- 施設利用を扱う研究はほとんどない
- 施設介護が家族介護の代替か補完かの関係は明確ではない (Bolin et al., 2008; Bongsang, 2009)

8

## 2. データ

10

### データ

#### 「くらしと健康の調査 (Japanese Study of Aging and Retirement : JSTAR )」

- RIETI・一橋大学・東京大学が実施する50歳以上を対象としたパネルデータ
- 中高年の社会経済・健康の状態を追跡
- 調査年：2007, 2009, 2011, 2013
- 国際比較可能：HRS (US), SHARE (EU), ELSA (UK) etc.
- 分析対象サンプル：親または義理親が存命している回答者
- ロバストネス・チェックRobustness check:
  - 61歳未満に限定 (Oshio & Usii, 2018に準拠)
  - 異なる操作変数 (IV) を用いた検証
  - SHARE (EU)との比較

11

### 3. 基本統計量

12

#### 基本統計：回答者と親

	Obs	Mean	Std. dev.	Min	Max
At least one parent alive (dummy)	6,938	1	0	1	1
Number of living parents (0–4)	6,938	1.59	0.80	1	4
At least one parent needs long-term care (dummy)	6,800	0.42	0.49	0	1
<b>Care Provision Status</b>					
Providing care to parent (dummy)	6,938	0.20	0.40	0	1
Providing care to co-residing parent (dummy)	2,027	0.21	0.41	0	1
Providing care to non co-residing parent (dummy)	5,728	0.17	0.37	0	1
Parent resides in a nursing home (dummy)	6,938	0.22	0.42	0	1
<b>Among caregivers</b>					
Duration of informal care Provision (N of wave)	1,375	1.28	0.55	1	4
Hours of caregiving per week	849	10.24	16.63	0	140
Hours of caregiving per week (by direct questions in 2011 & 2013)	753	8.78	23.37	0	140
Hours of caregiving per day	1,375	3.32	6.03	0	24

13

## 基本統計：親の生存・年齢・介護の必要性・施設入居

	Obs	Mean	Std. dev.	Min	Max
<b>Father</b>					
Father alive (dummy)	6,915	0.23	0.42	0	1
Age (years)	1,594	85.55	5.32	67	100
Needs long-term care (dummy)	1,575	0.25	0.43	0	1
Certified LTC level	1,477	0.83	1.92	0	7
Residing in a nursing home (dummy)	1,619	0.10	0.30	0	1
<b>Mother</b>					
Mother alive (dummy)	6,779	0.70	0.46	0	1
Age (years)	4,701	85.32	6.13	66	102
Needs long-term care (dummy)	4,651	0.33	0.47	0	1
Certified LTC level	3,639	1.44	2.36	0	7
Residing in a nursing home (dummy)	4,758	0.16	0.37	0	1
<b>Father-in-law</b>					
Father-in-law alive (dummy)	4,840	0.26	0.44	0	1
Age (years)	1,111	83.07	6.34	57	100
Needs long-term care (dummy)	1,216	0.21	0.41	0	1
Certified LTC level	1,037	0.73	1.85	0	7
Residing in a nursing home (dummy)	1,260	0.10	0.30	0	1
<b>Mother-in-law</b>					
Mother-in-law alive (dummy)	4,920	0.69	0.46	0	1
Age (years)	3,219	84.11	7.07	53	101
Needs long-term care (dummy)	3,309	0.31	0.46	0	1
Certified LTC level	2,807	1.08	2.16	0	7
Residing in a nursing home (dummy)	3,417	0.16	0.37	0	1

14

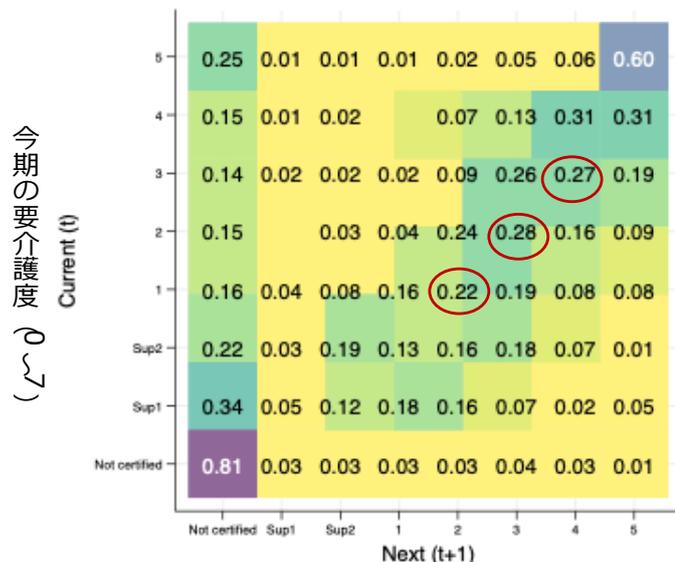
## 基本統計：介護者と非介護者

	Not caregiver			Caregiver			Diff	t_stat	p_value
	Obs	Mean	Std. dev.	Obs	Mean	Std. dev.			
Age	5389	59.97	5.91	1334	61.22	6	-1.24	-6.87	0***
Gender (1=Male, 2=Female)	5563	1.43	0.49	1375	1.56	0.5	-0.13	-8.78	0***
Married	5513	0.86	0.35	1369	0.85	0.35	0.01	0.59	0.5528
Self-rated health (1-5)	5542	2.36	1.04	1374	2.38	1.01	-0.02	-0.62	0.5337
Number of children	5059	1.98	1.02	1237	1.93	1.01	0.04	1.37	0.1721
Household income (quartile)	2298	2.48	1.11	596	2.42	1.12	0.05	1.07	0.2867
Living together with parent	5563	0.38	0.49	1375	0.46	0.5	-0.08	-5.26	0***
Working dummy	5437	0.76	0.43	1321	0.65	0.48	0.1	7.79	0***
Working hours per week	3641	39.45	15.05	756	35.92	16.53	3.53	5.77	0***

\*\*\* p < 0.01, \*\* p < 0.05, \* p < 0.10

15

# 要介護度の推移

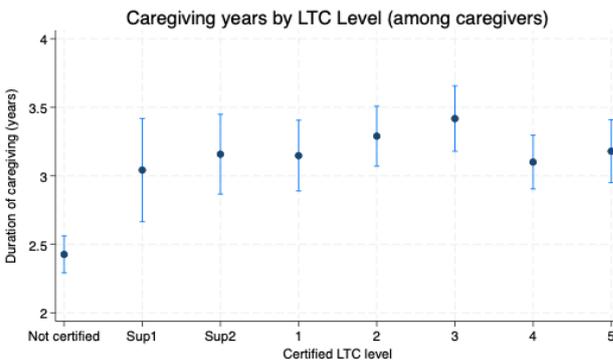
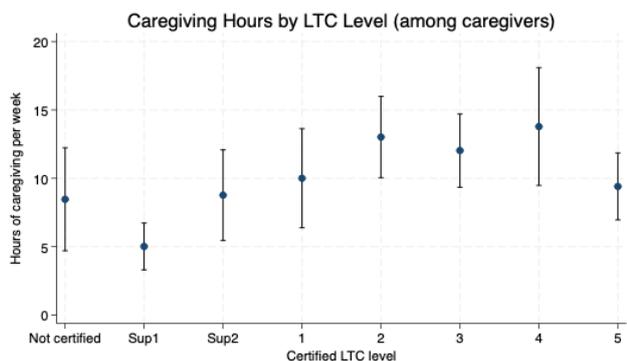
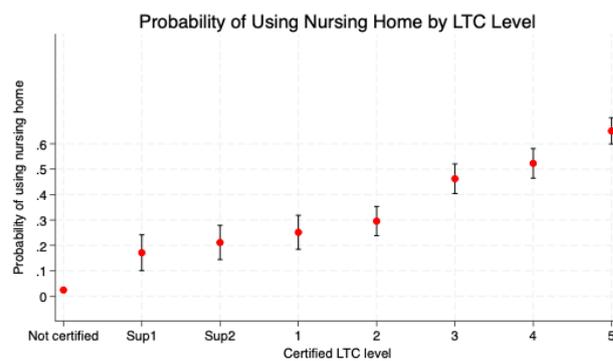
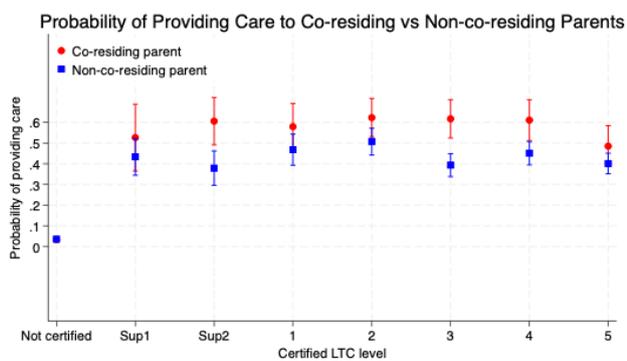


次の期の要介護度 (0~7)

- 今期「要介護度1」の人が、次の期に「要介護度2」に上がる可能性は22%
- 今期「要介護度2」の人が、次の期に「要介護度3」に上がる可能性は28%
- 今期「要介護度3」の人が、次の期に「要介護度4」に上がる可能性は27%
- 対角要素が高い→2年間ではあまり変化しないが、右下方向に大きい値が集まっているので、ゆっくり悪化することがわかる

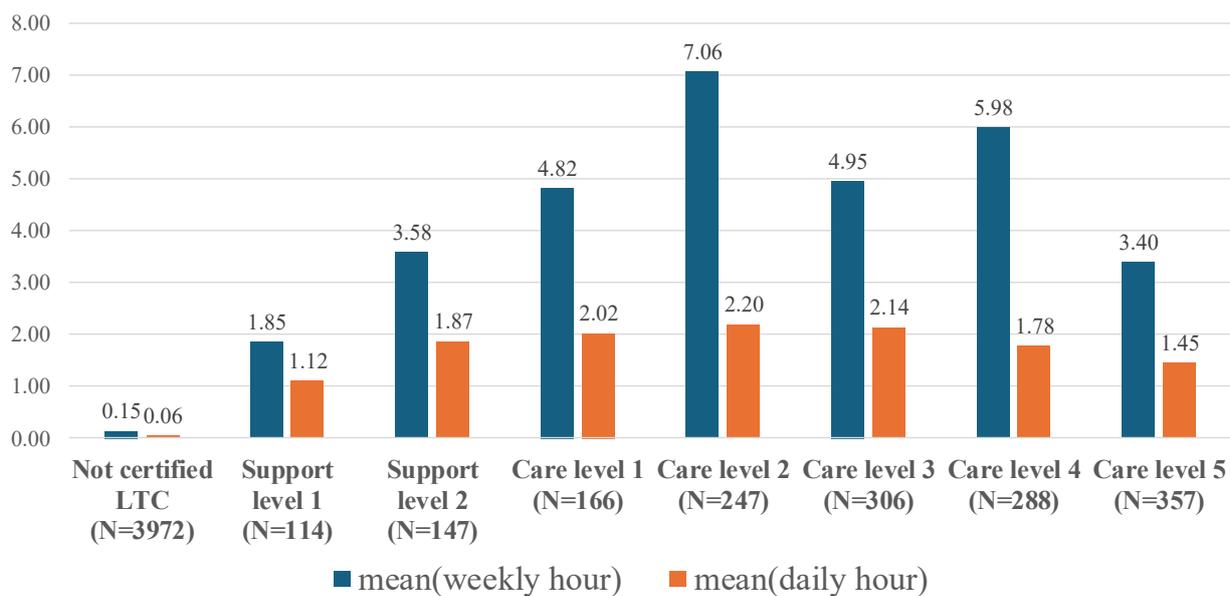
16

# 親の要介護度別「家族介護 (左上)」「施設入居 (右上)」「介護時間 (左下)」「介護時間 (右下)」



18

## 親の要介護度別「介護時間」



Note: N = number of respondents who answered weekly hours of caregiving

- 週あたりの介護時間は要介護度2までは上がるが、それ以降減少  
∴ 介護の必要度合いが高まるにつれ、施設利用が増える、**逆U字の関係**
- 家族介護と施設介護の間に**代替関係**が見られる

19

## 4. 推定

20

## モデル

$$y_{it} = \beta C_{it} + \gamma x'_{it} + \varepsilon_{it}$$

$i$ : 個人,  $t$ : 調査年1~4

where

- $y_{it}$  : 一週間あたりの労働時間 (対数)
- $C_{it}$  :
  - 介護の期間 (調査期間×介護あり)
  - 一週間あたりの介護時間 (対数)
- $x_{it}$  : 年齢、年齢の二乗項、性別、婚姻状態、学歴、主観的健康度 (1. とてもよい~ 4. 悪い)、子どもの数、一人当たり世帯所得 (対数) の四分位

21

## 内生性の問題

$$y_{it} = \beta C_{it} + \gamma x'_{it} + \varepsilon_{it}$$
$$C_{it} = \delta_1 Z_{it} + \delta_2 x'_{it} + \eta_{it}$$

$i$ : individual,  $t$ : wave 1-4

### • 内生性の問題

- 介護 → 労働時間を減らす
- 労働時間が少ない人 → 介護

→ 操作変数法を用いて、二段階推定を行う

### • $Z_{it}$ (操作変数):

- 親の要介護度 (0~7) for JSTAR
- 親の健康度合いが「悪いまたは普通」 (poor or fair) ダミー for SHARE (Van Houtven et al., 2013).

22

# Endogeneity Problem

$$y_{it} = \beta C_{it} + \gamma x'_{it} + \varepsilon_{it}$$
$$C_{it} = \delta_1 Z_{it} + \delta_2 x'_{it} + \eta_{it} \quad i: \text{個人}, t: \text{調査年 } 1-4$$

$Z_{it}$ : 親の要介護度 (0~7) (操作変数)



関連性 (Relevance) : 要介護度  $\uparrow$   $\rightarrow$  介護の必要性  $\uparrow$

$C_{it}$ : 介護の時間や期間



外生性 (Exogeneity) : 操作変数は労働時間には直接影響を与えない

$Y_{it}$ : 労働時間 (endogenous variable)

23

## 5. 推定結果

## 結果① 介護（同居・別居・施設利用）の労働供給への効果 (2SLS)

	Dependent var. = work dummy							
	male	female	male	female	male	female	male	female
Providing care to parent (dummy)	-0.064 [0.047]	-0.087** [0.038]						
Providing care to co-residing parent (dummy)			-0.004 [0.071]	-0.014 [0.059]				
Providing care to non co-residing parent (dummy)					-0.084 [0.064]	-0.139*** [0.051]		
Parent resides in a nursing home (dummy)							-0.062 [0.041]	-0.092*** [0.035]
Observations	1,273	2,287	450	683	1,022	1,896	1,273	2,287
R-squared	0.346	0.263	0.233	0.237	0.398	0.270	0.346	0.261
First-stage F-stat	41.69	92.01	18.12	35.38	22.22	51.17	74.84	141.2
AR Wald P-val	0.733	0.0158	0.841	0.0111	0.392	0.0266	0.733	0.0158

Notes: Each column reports coefficients from a separate regression. Other socio-economics variables include age, age squared, marital status, number of children, education, household income. Standard errors clustered at the individual level. t-statistics in brackets \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1.

- 親への介護は、中高齢の女性の就業確率を**8.7%ポイント下げる**
  - 別居の親への介護は、女性の就業確率を**14%下げる**
- 介護施設の利用も、女性の就業確率を**9%下げる**
- 男性については介護により就業確率を下げる有意な影響はなかった

## 結果② 介護期間・介護時間の労働供給への影響

	Dependent var. = work dummy					
	male	female	male	female	male	female
Duration of informal care provision (N of wave)	-0.044 [0.033]	-0.067** [0.026]				
Log hours of caregiving per week			-0.046 [0.044]	-0.045* [0.025]		
Log hours of caregiving per week (by direct questions in 2011 & 2013)					-0.002 [0.055]	-0.106** [0.045]
Observations	1,273	2,287	1,190	2,134	559	1,029
R-squared	0.345	0.257	0.331	0.248	0.376	0.240
First-stage F-stat	36.01	84.98	13.23	38.80	6.050	14.26
AR Wald P-val	0.733	0.0158	0.794	0.00315	0.702	0.0572

Notes: Each column reports coefficients from a separate regression. Other socio-economics variables include age, age squared, marital status, number of children, education, household income. Standard errors clustered at the individual level. t-statistics in brackets \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1.

- 介護期間が2年伸びると、女性の就業確率は**6.7%ポイント減少**
- 介護時間が10%増えると、女性の就業確率は**1.06%減少**
- 女性は介護期間と介護時間が伸びるにつれて、労働市場から離脱

### 結果③ 介護（同居・別居・施設利用）の労働時間への影響(2SLS)

	Dependent var. = Log (hours of work per week)							
	male	female	male	female	male	female	male	female
Providing care to parent (dummy)	-0.086 [0.089]	-0.258*** [0.074]						
Providing care to co-residing parent (dummy)			-0.169 [0.139]	-0.239** [0.111]				
Providing care to non co-residing parent (dummy)					-0.087 [0.124]	-0.290*** [0.102]		
Parent resides in a nursing home (dummy)							-0.005 [0.074]	-0.143** [0.065]
Observations	997	1,621	356	505	804	1,340	997	1,621
R-squared	0.124	0.189	0.109	0.146	0.132	0.203	0.124	0.185
First-stage F-stat	26.54	53.46	28.54	26.68	13.07	26.73	46.13	74.02
AR Wald P-val	0.850	0.0334	0.543	0.437	0.989	0.161	0.850	0.0334

Notes: Each column reports coefficients from a separate regression. Other socio-economics variables include age, age squared, marital status, number of children, education, household income. Standard errors clustered at the individual level. t-statistics in brackets \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1.

- 親と別居している場合、介護を行うことで女性の労働時間は**29.0%減少**  
→別居の場合、親の家に通う時間コストも大きい
- 親が介護施設を利用している場合でも、女性の労働時間は**14.3%減少**  
→介護施設に入るほど介護の必要性が高い場合には、**すでに労働時間を減らしている可能性** or 施設利用だけでは不十分

27

### 結果④ 介護期間・時間の労働時間への影響

	Dependent var. = Log (hours of work per week)					
	male	female	male	female	male	female
Duration of informal care provision (N of wave)	-0.053 [0.062]	-0.174*** [0.050]				
Log hours of caregiving per week			-0.051 [0.087]	-0.165*** [0.053]		
Log hours of caregiving per week (by direct questions in 2011 & 2013)					-0.270 [0.192]	-0.361*** [0.132]
Observations	997	1,621	933	1,520	417	690
R-squared	0.124	0.189	0.119	0.177	0.055	0.074
First-stage F-stat	23.86	49.63	7.923	22.94	3.386	7.793
AR Wald P-val	0.850	0.0334	0.571	0.0357	0.188	0.0728

Notes: Each column reports coefficients from a separate regression. Other socio-economics variables include age, age squared, marital status, number of children, education, household income. Standard errors clustered at the individual level. t-statistics in brackets \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1.

- 介護期間が2年伸びると、女性の労働時間は**17.4%減少**
- 介護時間が1%増えると、女性の労働時間は**0.36%減少**
  - 例: 10% 介護時間が増加 (from 10 to 11 hrs/week)→ 労働時間 3.6% 減少 (週40時間の労働の場合、 $40 \times 0.036 = 1.44$  時間、労働時間減少)
- 女性は介護期間と介護時間が伸びるにつれて、労働時間を調整

28

## 結果⑤ 介護（同居・別居・施設利用）のメンタルヘルスへの影響

2SLS

Dependent var. = CESD20

	FE		2SLS		FE		2SLS		FE		2SLS	
	male	female	male	female	male	female	male	female	male	female	male	female
Providing care to co-residing parent (dummy)	1.768	7.220***	0.443	2.442*								
	[1.780]	[2.603]	[0.935]	[1.252]								
Providing care to non co-residing parent (dummy)					1.365	-0.365	1.508	-0.151				
					[1.056]	[0.749]	[1.082]	[1.016]				
Parent resides in a nursing home (dummy)									0.819	1.521	1.073	-1.321*
									[1.010]	[0.937]	[0.663]	[0.744]
Observations	446	240	452	246	1,020	892	1,033	909	1,273	1,036	1,290	1,057
R-squared	0.155	0.456	0.075	0.086	0.160	0.199	0.097	0.168	0.112	0.142	0.094	0.151
Number of hhid	321	187			759	627			882	703		

Notes: Each column reports coefficients from a separate regression. Other socio-economics variables include age, age squared, marital status, number of children, education, household income. Standard errors clustered at the individual level. t-statistics in brackets \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.1.

- **CESD20（うつ指標）：高くなるとメンタルヘルスの悪化**
- 同居の親に対する介護は、女性の場合特にメンタルヘルスを悪化させる
- 一方、施設利用は女性のメンタルヘルスを改善する効果あり

29

## 5. 結論

30

## Conclusion

- 「介護→労働供給」女性に影響
  - 「介護時間」が1%増えると、女性の労働時間は0.36%減少
  - 「介護期間」が2年伸びると、女性の就業確率は6.7%減少
  - 特に、「別居の親への介護」が女性の就業を抑制
- 介護により、女性とフルタイム労働者のメンタルヘルスが悪化
  - 特に「同居の親への介護」により女性のメンタルヘルスは悪化
  - 施設の利用により改善も
- 分析の限界点
  - 自宅で利用される訪問介護などのフォーマルケアの利用データがなく、家族介護（インフォーマルケア）との併用状況が十分に捉えられていない
  - データ上の問題：調査期間の前から介護を行い、調査期間の後も継続している介護者を完全には観察できない

31

## 政策含意

- 介護による労働供給への影響は、主に女性に集中
- Claudia Goldin（ハーバード大学、2023年ノーベル経済学賞）の“Greedy Work”の概念(Goldin, 2021)は、育児だけでなく介護にも当てはまる
  - “Greedy Work”（長時間・柔軟性のない働き方）が評価される労働環境では、家族のうち賃金ペナルティの少ない（＝柔軟に働いても時間単価があまり下がらない）仕事に就いている側（多くは女性）がキャリアを譲歩し、もう一方（多くは男性）が“Greedy Work”に専念して世帯収入を最大化しようとする
  - 子育てや介護などのケアを担う人に不利になりやすい構造
- フルタイム労働者もメンタルヘルスの面で影響を受けており、就労と介護の両立の課題が浮き彫りに
- 介護休業制度の拡充、職場でのキャリアパス、柔軟な働き方の推進による介護負担の時間的・精神的・金銭的軽減の必要性を示唆

32

Thank you for your attention!

[sugano@econ.aoyama.ac.jp](mailto:sugano@econ.aoyama.ac.jp)

33

## References

- Bolin, K., Lindgren, B., Lundborg, P., 2008. Your next of kin or your own career? Caring and working among the 50+ of Europe. *Journal of Health Economics*, 27 (3), 718–738.
- Bonsang, E. (2009). Does informal care from children to their elderly parents substitute for formal care in Europe?. *Journal of health economics*, 28(1), 143-154.
- Crespo, L., Mira, P., 2014. Caregiving to elderly parents and employment status of European mature women. *Review of Economics and Statistics*, 96 (4), 693–709.
- Ettner, S. L. (1996). The opportunity costs of elder care. *Journal of Human Resources*, 189-205.
- Goldin, C. (2021). Career and family: Women's century-long journey toward equity.
- Niimi, Y. (2018). Does providing informal elderly care hasten retirement? Evidence from Japan. *Review of Development Economics*, 22(3), 1039-1062.
- Oshio, T., & Usui, E. (2018). How does informal caregiving affect daughters' employment and mental health in Japan?. *Journal of the Japanese and International Economies*, 49, 1-7.

## 第5部 令和8年度の地方財政



# 令和8年度地方財政対策の概要について



令和8年1月22日

総務省自治財政局財政課  
財政企画官 前田 優

## < 目 次 >

1. 令和8年度地方財政対策のポイント	1
2. 令和8年度地方財政対策の概要	4
3. 令和8年度地方財政対策	14
4. 令和8年度地方交付税の姿	15
5. 令和8年度予算のポイント	16
6. 令和8年度地方税収入見込額(未定稿)	17
7. 地方一般財源総額の推移	18
8. 地方交付税総額の推移	19
9. 臨時財政対策債の発行額	20
10. 地方財政の借入金残高の状況	21
11. 物価高・官公需の価格転嫁への対応	22
12. いわゆる教育無償化の実現	25
13. 高等学校教育改革等推進事業費(仮称)の創設	29
14. 地域未来基金費(仮称)の創設	30
15. 緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長	32
16. 公営企業経営改善特例債(仮称)の創設	33
17. 上下水道の老朽化対策の推進	34
18. 持続可能な地域医療提供体制の確保	35
19. 脱炭素化推進事業債等の延長・拡充	36
20. 地方への人の流れの創出・拡大	37
21. 農業構造転換集中対策への対応等	38
22. 震災復興特別交付税の令和8年度予算の姿	39
23. 当分の間税率廃止・いわゆる教育無償化の安定財源確保	40
24. 令和8年度与党税制改正大綱(令和7年12月19日決定)(抄)	41
25. 地方財政審議会・地方税制のあり方に関する検討会 報告書	42

## 令和8年度地方財政対策のポイント①

総務省自治財政局

### 1. 通常収支分

#### (1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**67.5兆円(対前年度比+3.7兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**20.2兆円(対前年度比+1.2兆円)**確保

・ 一般財源総額(交付団体ベース)	67.5兆円	対前年度比 +3.7兆円 ※
・ 地方税・地方譲与税	51.0兆円	同 +2.6兆円
・ 地方特例交付金等	0.8兆円	同 +0.6兆円
・ 地方交付税	20.2兆円	同 +1.2兆円

※「地域未来基金費(仮称)」及び「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」を除くと対前年度比+2.5兆円

- ・ 当分の間税率(軽油引取税等)、環境性能割(自動車税等)廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額補填

#### (2) 地方財政の健全化

- ・ 引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした上で、「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」(0.8兆円)を創設。交付税特別会計の借入金残高を2.9兆円縮減

#### (3) 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- ・ 物価高を反映し、地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等について、0.6兆円増額計上するとともに、普通交付税の算定で地方団体の価格転嫁の取組を反映

1

## 令和8年度地方財政対策のポイント②

#### (4) いわゆる教育無償化への対応

- ・ いわゆる教育無償化に係る地方負担(0.4兆円)について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保
- ・ 公立高校における人材育成の取組を推進するため、「高等学校教育改革等推進事業費(仮称)」(0.1兆円)を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債(仮称)」を創設

#### (5) 「地域未来基金費(仮称)」の創設

- ・ 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進するため「地域未来基金費(仮称)」(0.4兆円)を創設

#### (6) 防災・減災対策の推進

- ・ 「緊急防災・減災事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」の対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで延長

#### (7) 公営企業の経営基盤の強化

- ・ 地方団体が公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を創設(地方財政法を改正)
- ・ インフラ老朽化に対応するため、上下水道事業に係る地方財政措置を拡充
- ・ 地域医療提供体制を確保するため、病院事業に係る地方財政措置を拡充

### 2. 東日本大震災分

#### ○ 震災復興特別交付税(0.1兆円)の確保

2

## 令和8年度地方財政対策のポイント③

### 主な歳入歳出の概要 (通常収支分)

(単位:兆円、%)

歳入					歳出				
区 分	8年度 A	7年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	区 分	8年度 A	7年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
地方税	47.8	45.4	2.4	5.2	給与関係経費	24.0	22.9	1.1	5.0
地方譲与税	3.2	3.0	0.2	7.7	退職手当以外	22.8	21.7	1.1	5.0
地方特例交付金等	0.8	0.2	0.6	321.3	退職手当	1.2	1.1	0.1	5.4
地方交付税	20.2	19.0	1.2	6.5	一般行政経費	45.5	43.8	1.7	4.0
国庫支出金	17.7	17.2	0.5	2.9	補助	28.0	26.6	1.3	5.0
地方債	6.1	6.0	0.2	3.1	単独	14.4	14.0	0.4	2.8
うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.5	0.1	4.7
その他	6.6	6.3	0.2	3.8	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
計	102.4	97.1	5.4	5.5	地域デジタル社会推進費	0.15	0.20	▲0.05	▲25.0
一般財源	72.0	67.5	4.4	6.6	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
(交付団体ベース)	67.5	63.8	3.7	5.9	地域未来基金費(仮称)	0.4	0.0	0.4	皆増
					公債費	10.8	10.7	0.0	0.4
					臨時財政対策債償還基金費(仮称)	0.8	0.0	0.8	皆増
					維持補修費	1.6	1.6	0.1	5.0
					投資的経費	12.5	12.1	0.3	2.8
					直轄・補助	5.7	5.7	▲0.1	▲1.0
					単独	6.8	6.4	0.4	6.2
					うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
					うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
					うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
					うち 高等学校教育改革等推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
					公営企業繰出金	2.4	2.3	0.1	3.1
					水準超経費	4.5	3.8	0.7	18.8
					計	102.4	97.1	5.4	5.5

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。  
 ※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合があります。  
 ※ 令和7年度は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。  
 ※ 給与関係経費及び一般行政経費の令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、会計年度任用職員に係る給与等に移し替えている。

3

## 令和8年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
令和7年12月26日

### 【I 令和8年度の地方財政の姿】

#### 1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	102兆4,400億円程度	(⑦97兆 644億円、+ 5兆3,700億円程度、+5.5%程度)
(2) 地方一般歳出	85兆5,500億円程度	(⑦81兆3,291億円、+ 4兆2,200億円程度、+5.2%程度)
(3) 一般財源総額(交付団体ベース)	67兆5,078億円	(⑦63兆7,714億円、+ 3兆7,364億円、+5.9%)
※ 地域未来基金費(仮称)・ 臨時財政対策債償還基金費(仮称)除き	66兆 2,702億円	(⑦ 63兆7,714億円、+ 2兆 4,988億円、+ 3.9%)
※ 不交付団体を含めた一般財源総額	71兆 9,878億円	(⑦ 67兆 5,414億円、+ 4兆 4,464億円、+ 6.6%)
(4) 地方交付税の総額	20兆1,848億円	(⑦18兆9,574億円、+ 1兆2,274億円、+6.5%)
(5) 地方税及び地方譲与税	51兆 117億円	(⑦48兆4,154億円、+ 2兆5,963億円、+5.4%)
(6) 地方特例交付金等	8,156億円	(⑦ 1,936億円、+ 6,220億円、+321.3%)

#### 2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業				
① 震災復興特別交付税	539億円	(⑦ 871億円、▲332億円、▲38.1%)		
② 規模	2,200億円程度	(⑦ 2,704億円、▲500億円程度、▲18.5%程度)		
(2) 全国防災事業				
規模	181億円	(⑦ 218億円、▲37億円、▲17.0%)		

\* 令和7年度は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。以後同じ

4

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）①

### 【Ⅱ 通常収支分】

○ 物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等を歳出に計上。地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7年度を上回る額を確保

#### 1 地方財源の確保

○ 一般財源（交付団体ベース）の総額	67兆5,078億円（前年度比 +3兆7,364億円、 +5.9%）
※ 地域未来基金費（仮称）・ 臨時財政対策債償還基金費（仮称）除き	66兆 2,702億円（ 同 + 2兆 4,988億円、 +3.9%）
※ 不交付団体を含めた一般財源総額	71兆 9,878億円（ 同 + 4兆 4,464億円、 +6.6%）

・ 地方税	47兆8,185億円（前年度比 +2兆3,692億円、 +5.2%）
・ 地方譲与税	3兆1,932億円（ 同 +2,271億円、 +7.7%）
・ 地方交付税	20兆1,848億円（ 同 +1兆2,274億円、 +6.5%）
・ 地方特例交付金等	8,156億円（ 同 +6,220億円、 +321.3%）

※ 当分の間税率（軽油引取税、地方揮発油譲与税）、環境性能割（自動車税、軽自動車税）廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額を補填

○ 地方債 6兆1,448億円（前年度比 +1,828億円、+3.1%）	
通常債	5兆3,848億円（前年度比 +1,828億円、+ 3.5%）
財源対策債	7,600億円（ 同 0億円、 0.0%）

5

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）②

#### 2 地方交付税の確保

○ 地方交付税（出口ベース） 20兆1,848億円（前年度比 +1兆2,274億円、+6.5%）

＜一般会計＞ 20兆 622億円(a)

(1) 地方交付税の法定率分（所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分）	21兆 106億円
(2) 一般会計における加算措置（既往法定分）	154億円
(3) 国税減額補正精算等	▲2,639億円
(4) 交付税特会債務承継額と同額の減額	▲7,000億円

＜特別会計＞ 1,226億円(b)

(1) 地方法人税の法定率分	2兆4,499億円
(2) 交付税特別会計借入金償還	▲2兆2,000億円
(3) 交付税特別会計借入金支払利子	▲3,773億円
(4) 交付税特別会計剰余金の活用	500億円
(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
(6) 返還金	0.2億円

＜地方交付税＞(a)+(b) 20兆1,848億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	29	30	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
地方交付税	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7	19.0	20.2

6

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）③

### 3 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債償還基金費(仮称)の創設 ⑦ — → ⑧ 8,376億円 (皆増)  
     臨時財政対策債年度末残高見込み ⑦ 42兆3,163億円 → ⑧ 38兆6,260億円 (▲ 3兆6,903億円)
- ・ 交付税特別会計借入金残高の縮減 ⑦ 2兆5,944億円 → ⑧ 2兆9,000億円 (+ 3,056億円)  
     うち交付税特別会計借入金償還 2兆2,000億円(前年度比▲3,944億円)  
     うち交付税特別会計の債務の一般会計への承継 7,000億円
- 年度末残高見込み ⑦ 25兆5,179億円 → ⑧ 22兆6,179億円 (▲ 2兆9,000億円)
- ・ 財源不足額 ⑦ 1兆 929億円 → ⑧ 1兆 254億円 (▲ 675億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
臨時財政対策債	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5	0.0	0.0

### 4 当分の間税率・環境性能割廃止に伴う減収への対応

- 当分の間税率(軽油引取税、地方揮発油譲与税)、環境性能割(自動車税、軽自動車税)廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額を補填

※ 運輸事業振興助成交付金及び軽油引取税の特別徴収義務者交付金に係る経費については、現行と同等の地方財政措置を講ずる

- ・ 軽油引取税減収補填特例交付金(仮称) 4,297億円
- ・ 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(仮称) 296億円
- ・ 自動車税減収補填特例交付金(仮称) 1,685億円
- ・ 軽自動車税減収補填特例交付金(仮称) 207億円

7

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）④

### 5 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かくに対応するため、5,850億円を増額計上
- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を普通交付税の算定に反映

### 6 いわゆる教育無償化への対応等

- いわゆる教育無償化に係る地方負担(3,600億円程度)については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入
- いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費(仮称)」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債(仮称)」を創設

### 7 地域未来基金費(仮称)の創設

- 地域未来戦略(令和8年夏を目途に取りまとめ)を踏まえ、「強い経済」の実現の観点から、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として「地域未来基金費(仮称)」(4,000億円)を創設
- 都道府県が複数年度に渡る取組を計画的に推進できるよう、基金の設置に要する経費を普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目「地域未来基金費(仮称)」を設けて算定

8

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑤

### 8 防災・減災対策の推進

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長
  - 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき推進が特に必要となる施策に係る国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ※ 対策の初年度(令和8年度)については、令和7年度補正予算により措置

### 9 公営企業の経営基盤の強化

- 地方団体が、広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に必要となる一般会計の負担を平準化するため、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を創設(地方財政法を改正)

### 10 インフラ老朽化対策の推進

- 埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加
- 住民生活に影響を及ぼす大規模な水道管路等で漏水事故が発生していることを踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充
- 公共施設等適正管理推進事業債について、老朽化が進んでいる公営住宅等における適正管理を推進するため、集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等を追加

9

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑥

### 11 持続可能な地域医療提供体制の確保

- 厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として8,300億円程度(前年度比+400億円程度)を計上し、地方交付税措置を拡充
- 不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、特別交付税措置の基準額を30%引上げ
- 資材価格の高騰等による建設事業費の上昇等を踏まえ、公立病院の新設・建替に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引上げ

### 12 DX・GXの推進

- 「脱炭素化推進事業費」について、一部、対象事業を拡充した上で、事業期間を延長。また、国庫補助の活用による公共施設等へのペロブスカイト太陽電池の導入について新たに地方財政措置
- 「デジタル活用推進事業費」について、地方団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備を対象に追加するとともに、地方団体の情報システム等の整備の取組状況を踏まえ、事業費を500億円増額
- 「地域デジタル社会推進費」について、一部をデジタル活用推進事業費に振り替えた上で1,500億円を計上し、令和11年度まで4年間延長

### 13 活力ある地域社会の実現

- 地方への人の流れの創出・拡大するため、ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置を創設するほか、地域おこし協力隊の任期延長特例の導入、地域力創造アドバイザーの活用期間等の拡充を実施

10

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑦

### 14 地方創生推進費・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、引き続き4,200億円を計上

### 15 農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事を対象事業に追加した上で、事業期間を5年間延長

### 16 地方公務員の給与改定に要する地方財源の確保

- 令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、所要額を計上
  - ・ 給与改定に要する経費(地方負担分) 6,800億円程度
  - ・ うち会計年度任用職員分 800億円程度
- 会計年度任用職員の給与等について、一般行政経費(単独)から給与関係経費に移し替え。上記給与改定所要額も含め、1兆9,600億円程度を計上
- 令和8年度の給与改定に備え、一般行政経費(単独)に「給与改善費」(4,000億円)を計上

11

## 令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑧

### 17 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和8年度の地方負担の増(1,716億円)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

### 18 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

・ 社会保障の充実分の事業費	2兆7,987億円(⑦2兆7,986億円)
・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費	6,297億円(⑦ 6,297億円)
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆6,983億円(⑦1兆6,983億円)

※ 金額は、国・地方所要額の合計

12

## 令和8年度地方財政対策の概要（東日本大震災分）

### 【Ⅲ 東日本大震災分】

#### ○ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

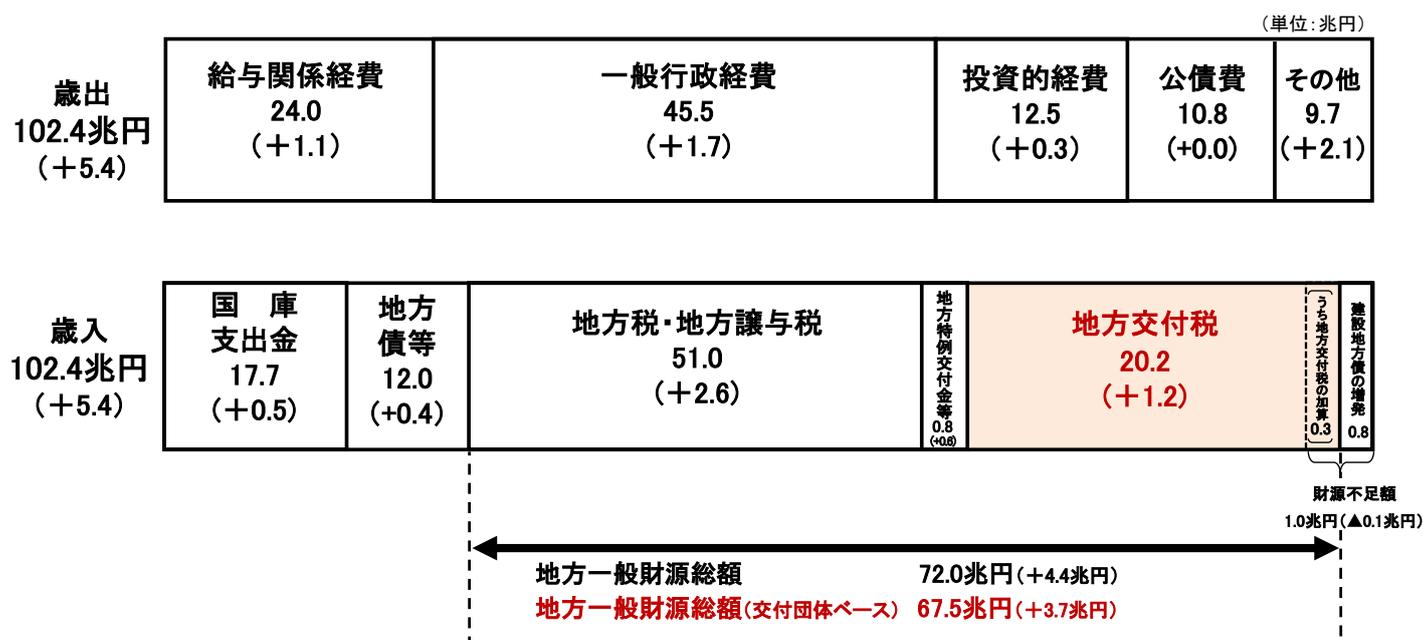
- ・ 震災復興特別交付税 539億円（前年度比▲332億円、▲38.1%）
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
  - ① 直轄・補助事業の地方負担分 309億円（前年度比▲270億円、▲46.6%）
  - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等） 113億円（前年度比▲4億円、▲3.4%）
  - ③ 地方税等の減収分 117億円（前年度比▲58億円、▲33.1%）

※ 令和8年度の所要額は、539億円であるが、予算額は年度調整分83億円を除いた456億円（令和7年度予算額：684億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和8年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆8,752億円

13

## 令和8年度 地方財政対策



注1：表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2：( )内は令和7年度地方財政計画からの増減額。給与関係費及び一般行政経費の令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、会計年度任用職員に係る給与等に移し替えている。

14



# 令和8年度地方税収入見込額(未定稿)

総務省自治税務局

(単位：兆円)

	令和6年度 決算額	令和7年度 地方財政計画額	令和8年度 地方財政対策額	
	①	②	③	対R7地財計画 (③-②)
個人住民税	13.7	14.9	15.8	+0.8 (105.7%)
地方法人二税 (特別法人事業譲与税を含む)	10.3	9.7	10.6	+1.0 (109.8%)
うち特別法人 事業譲与税	2.5	2.3	2.6	+0.3 (110.8%)
地方消費税	6.9	6.5	7.4	+0.8 (112.8%)
固定資産税	10.0	10.0	10.5	+0.4 (104.2%)
その他	6.7	6.6	6.2	▲0.4 (93.5%)
<b>地方税計</b> (特別法人事業譲与税を含む)	<b>47.6</b>	<b>47.8</b>	<b>50.4</b>	<b>+2.6</b> (105.5%)
<b>地方税計</b> (特別法人事業譲与税を除く)	<b>45.1</b>	<b>45.4</b>	<b>47.8</b>	<b>+2.4</b> (105.2%)

## 令和8年度の税制改正による増減収見込額(主なもの)

	(平年度)	(初年度(R8年度))
・個人住民税 物価上昇局面における対応	▲814億円	
・軽油引取税 当分の間税率の廃止	▲4,687億円	▲4,297億円
・車体課税 環境性能割の廃止	▲1,938億円	▲1,892億円
・その他	▲30億円	▲77億円
合計	▲7,469億円	▲6,266億円

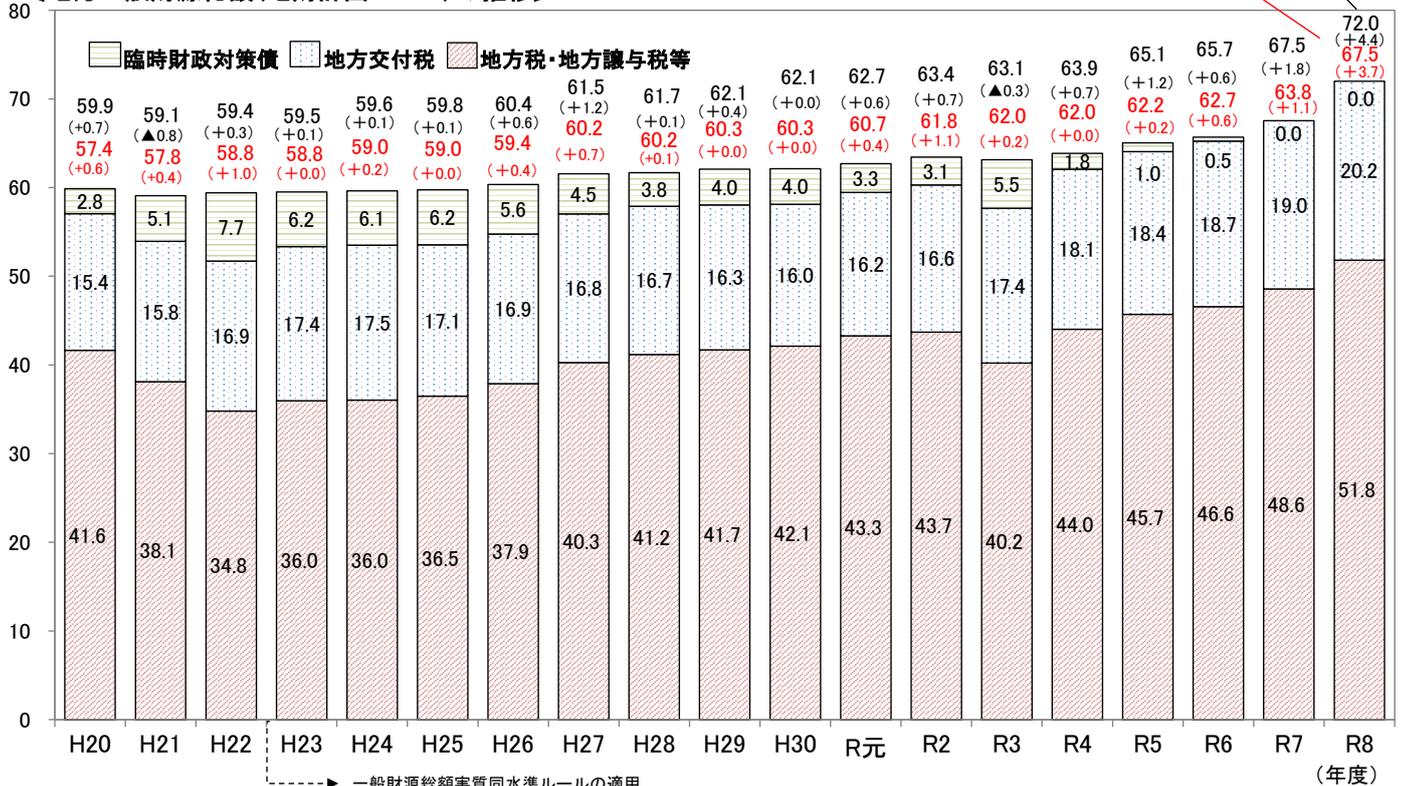
- (注) 1. 表中の計数は、超過課税分、法定外税分を含んでいない。  
 2. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。  
 3. 固定資産税には、道府県税における特例分及び市町村税における交付金を含んでいない。

17

## 地方一般財源総額の推移

(兆円) [地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移]

一般財源総額(交付団体ベース) 一般財源総額

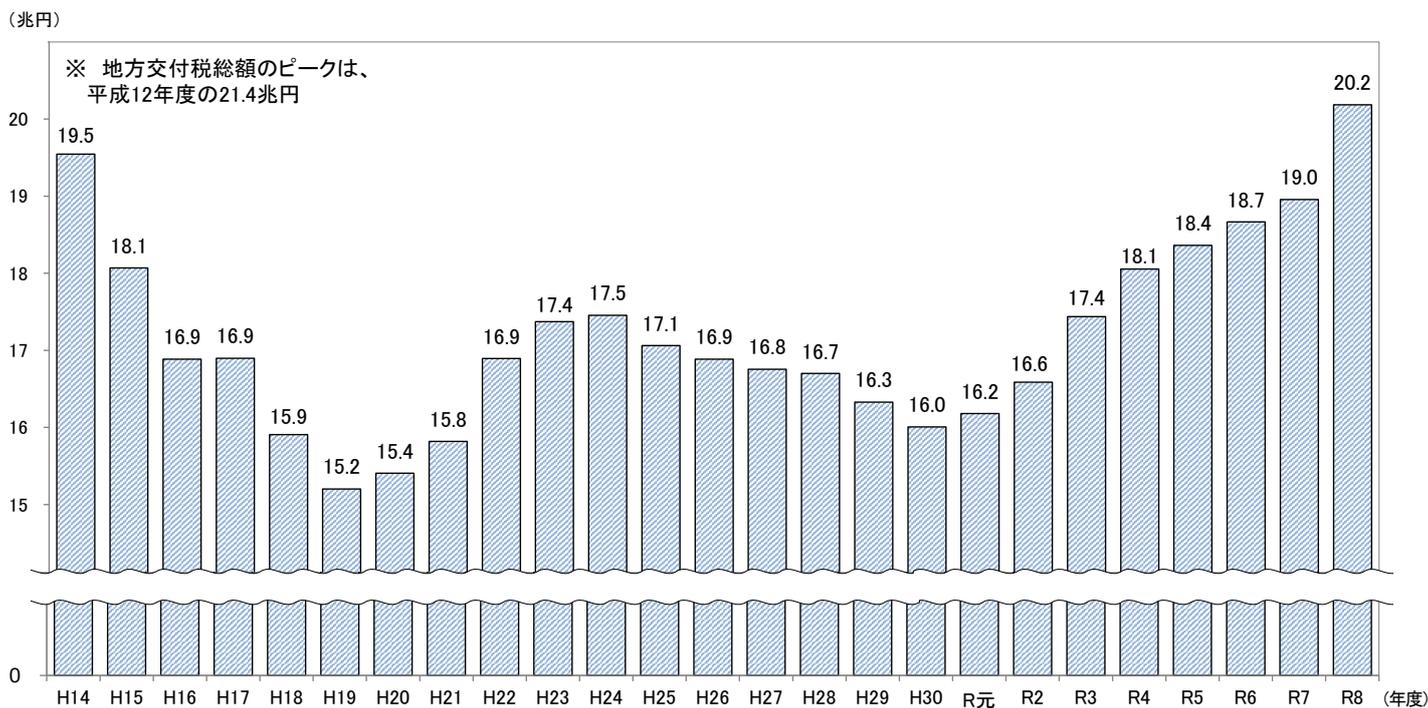


※ R8年度は地域未来基金費(仮称)(0.4兆円)と臨時財政対策債償還基金費(仮称)(0.8兆円)の合計1.2兆円を含む。  
 ※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

18

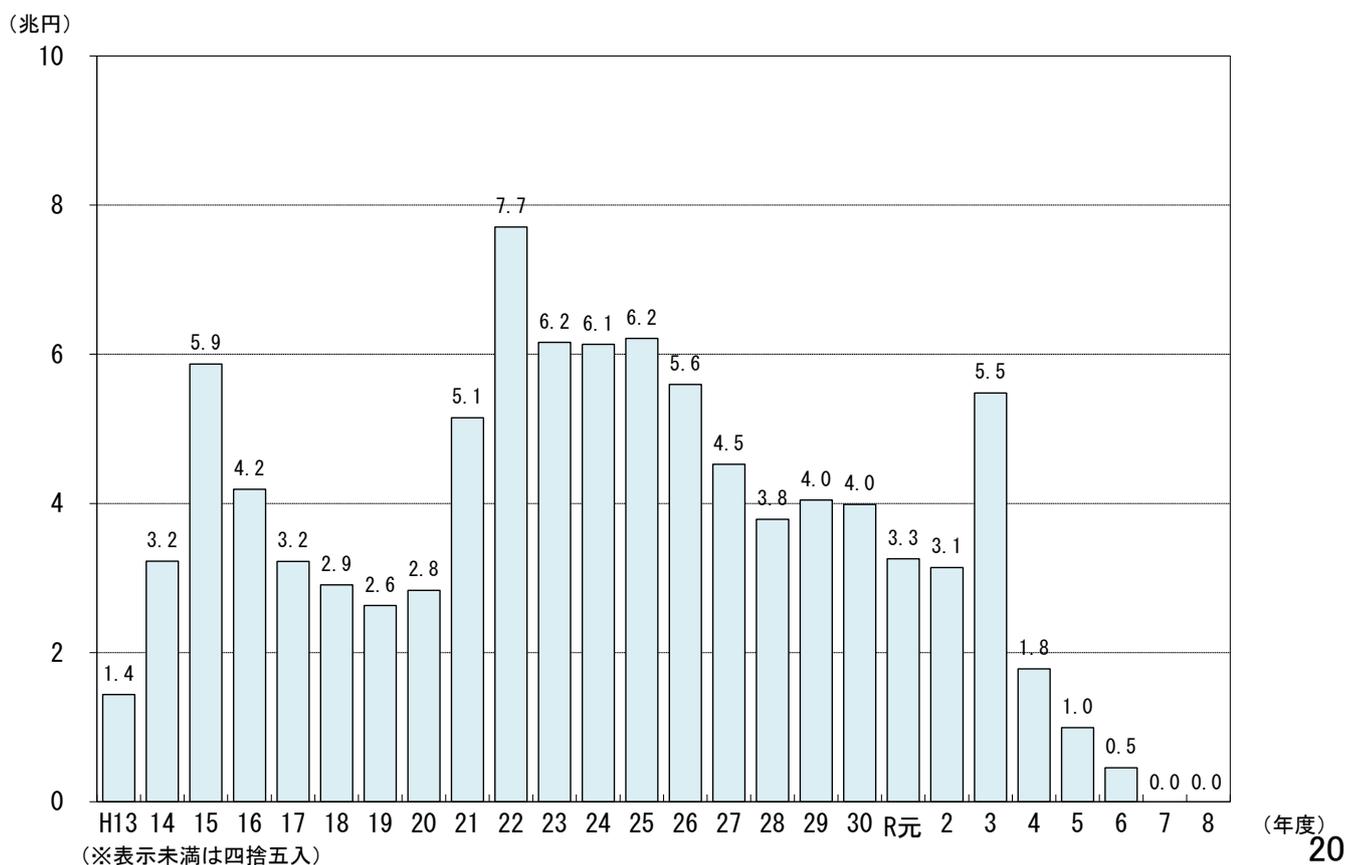
## 地方交付税総額の推移

### 〔地方交付税総額(地財計画ベース)の推移〕



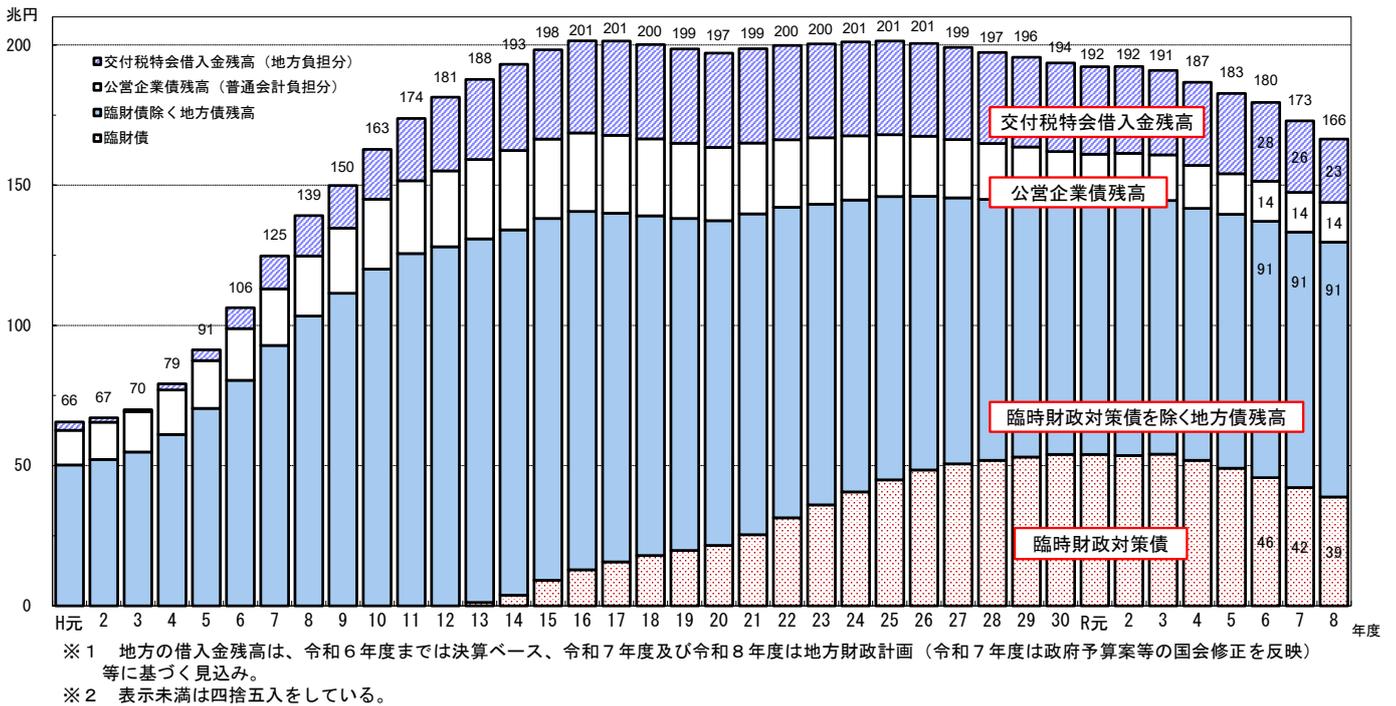
19

## 臨時財政対策債の発行額



20

## 地方財政の借入金残高の状況



### （参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	20	20	21	

21

## 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かくに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

### 1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円  
 ※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

### 2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

#### 【算定に用いる指標(案)】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※) ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

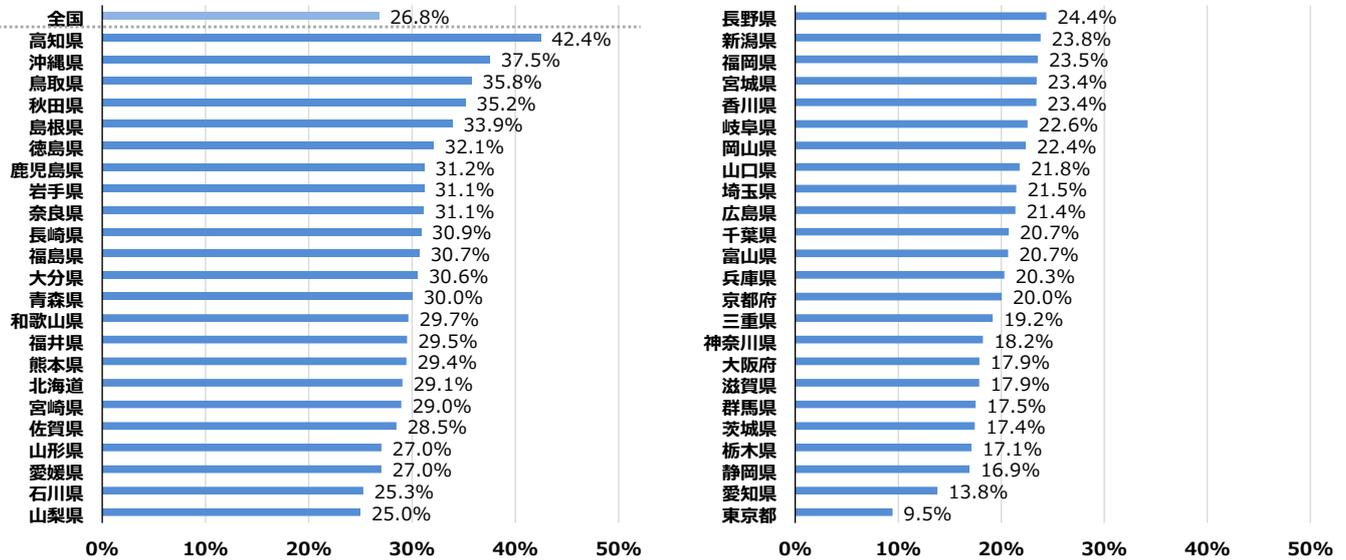
(参考)「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止

22

# 公的需要が都道府県GDPに占める割合

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

## 公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。  
 (出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

## 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えつつある中、**物価上昇を上回る賃上げを実現**するためには、企業数の99%以上、従業員数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、**地域経済の活性化等の観点からも、適切な価格転嫁が必要**。自治体には、「**適正な価格で契約を行う**」ことに対する意識の確立が求められている。
- R7年度補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として地方交付税を0.2兆円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。また、R8年度地方財政計画でも、委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円を増額計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において**適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある**。

### 1 適切な予定価格の作成

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格を作成**する必要

#### CHECK !

- 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

### 2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約変更の実施も含め適切に対応**する必要
- 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、**請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおく**ことも有効

#### CHECK !

- 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断っていないか
- 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

### 3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、**適切な価格転嫁を担保**する観点からも重要

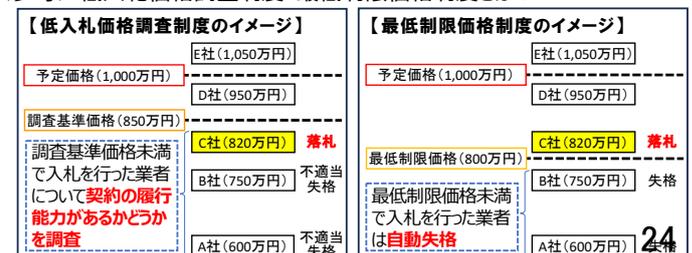
#### POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、**原則として全ての入札への制度導入**を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「**見える化**」して公表（R7.9）

#### CHECK !

- 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

<参考> 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？



## いわゆる高校無償化

### <主な内容>

- **収入要件**：撤廃
- **支給上限**：私立全日制 39.6万円 ⇒ 45.7万円 等
  - \* 外国籍生徒・外国人学校は制度対象外  
(ただし、3年後見直しまでの間、予算事業による支援を継続)

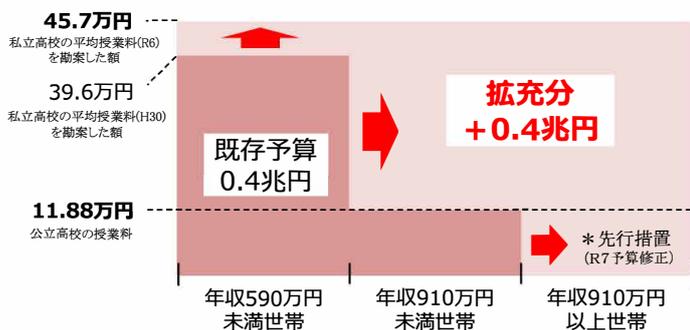
うち0.1兆円はR7に先行措置(予算修正)

**所要額(公費ベース) + 3,800億円程度**

<国10/10 ⇒ 国3/4・都道府県1/4>

→ **R8当初(国) : +1,876億円(拡充分)**

\* 拡充分について、概ね、国1/2・都道府県1/2となる



## 学校給食費の抜本的な負担軽減 (いわゆる給食無償化)

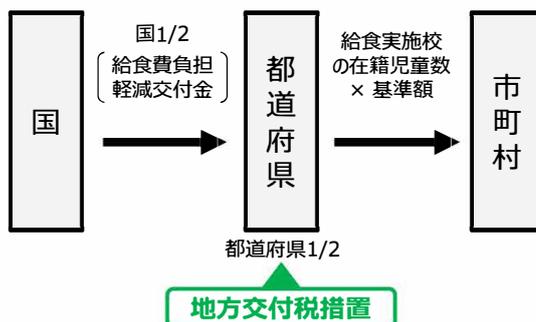
### <主な内容>

- **対象**：給食を実施する公立小学校
- **基準額**：5,200円/月(児童一人当たり)
  - \* R5実態調査の平均額約4,700円に近年の物価動向を加味
  - \* 基準額超過部分は保護者からの徴収が可能

**所要額(公費ベース) + 3,300億円程度**

<国1/2、都道府県1/2>

→ **R8当初(国) : +1,649億円**



- ✓ **公立高校支援**については、R7補正で高校教育改革促進基金2,950億円を措置し、高校教育改革を先導するパイロットケースの創出に取り組む都道府県を支援
- ✓ **高校生等奨学給付金**については、低所得世帯(年収490万円未満相当)へ拡充し、補助率を1/2に引上げ(R7当初比+170億円、拡充分について概ね国10/10)

25

## 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について(令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

三党における議論を踏まえ、令和8年度からの円滑な実施に向け、引き続き地方側の意見を十分に尊重しつつ、以下の方向性を基本として各制度・事業の設計及び実施に当たることとする。

### 1. 高校教育の振興方策について

#### ○ 趣旨

- ・ 経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化するとともに、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢の充実を目指し、高校生等に対する授業料の支援を実施。
- ・ 高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。

#### ○ 支援対象者の範囲

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず支援を実施する。
- ・ 外国籍生徒、外国人学校の扱いについては、現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
- ・ その上で、在校生(留学生を含む)については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続するとともに、新入生については、従前の制度では対象となっていた者(留学生を除く)には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。

#### ○ 支給上限額

- ・ 私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、現行29.7万円を33.7万円とする。

#### ○ 合理性のない授業料値上げの抑止

- ・ 授業料の透明性等を確保するとともに、合理性のない授業料値上げを抑止する仕組みを構築する。

#### ○ 負担割合

- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、**地方における安定的な財源の確保を前提に、授業料支援である高等学校等就学支援金制度の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入。**

#### ○ 地方負担に関する対応

- ・ **今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。**
- ・ **具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。**

#### ○ 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- ・ 公立高校や専門高校等への支援について、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、**公立高校の施設整備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設。**

26

## 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

- 高校教育の質の確保・向上
  - ・各学校において、学びの定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
  - ・私立通信制については、論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。
- 安定財源の確保
  - ・上記の取組を実施するための安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。
- その他
  - ・必要な事務費は適切に措置。事務負担の軽減についても検討。

### 2. 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

以下の内容に沿って、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施。

- 趣旨
  - ・保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進。
  - ・「いわゆる給食無償化」の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む。
- 支援対象者の範囲
  - ・給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援。
  - ・給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象。生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先。
  - ・給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。
- 支援の基準額等
  - ・完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円。
  - ・毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定。
  - ・補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定。
  - ・基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能。また、特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能とし、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能。
  - ・非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる。

27

## 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

- 実施方法と学校給食法との関係
  - ・学校給食法の改正は行わず、自治体に対する予算補助として実施。給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援。
  - ・必要な事務費は適切に措置。
  - ・現場が対応可能な仕組みとなるよう、今回の取組の円滑な実施に向け、自治体との意見交換を行い、事務負担の軽減も含めた実務に関する検討を実施。
  - ・給食費の公会計化等のためのシステム改修等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、公会計化等の実施を支援の条件とはしない。
- 安定財源の確保
  - ・いわゆる教育無償化に係る安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。
- 給食の質の向上
  - ・各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。
  - ・地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。
- 負担割合
  - ・子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、**地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入**。
  - ・なお、人件費（県費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施。
- 地方負担に関する対応
  - ・今回の取組に係る地方負担については、**地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入**。
  - ・具体的には、**各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定**。

### 3. その他

- ・子ども子育てに関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め、地方団体と協議しながら検討する。
- ・今回の進め方を前例としないようにとの指摘を真摯に受け止め、今後、地方にとって重要なテーマについては、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧な協議することとする。
- ・各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証。中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討。
- ・上記のほか、一連の三党合意と地方団体の意見を踏まえた取組について、真摯に対応。

28

## 高等学校教育改革等推進事業費（仮称）の創設

○ いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の实情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費（仮称）」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債（仮称）」を創設

### 1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が令和7年度中に提示する高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県において策定される計画

#### (1) 専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

(例) ・ 先端技術を活用した機器導入  
・ 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象



(マシニングセンタ)



(スマート農業対応温室)

#### (2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備

(例) ・ 理数系教育推進のための機器導入  
・ 探究的な学びの実施に向けた施設整備



(化学生物系実験室)



(探究型学習空間)

#### (3) 地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

(例) ・ 遠隔授業配信拠点の整備  
・ 特別な教育的支援のための施設設備の整備



(遠隔授業配信センター)



(校内エレベーター)

### 2. 地方財政措置

地方債充当率:90%、交付税措置率:50%

※施設の新増築・建替については、交付税措置率30%

### 3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

### 4. 事業費

1,000億円

29

## 地域未来基金費（仮称）の創設

○ 地域未来戦略(令和8年夏を目途に取りまとめ)を踏まえ、「強い経済」の実現の観点から、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として「地域未来基金費(仮称)」(4,000億円)を創設

### 1. 想定される取組(例)

※広域リージョン連携としての取組を含む

#### ▶ 知事主導で計画されるクラスターの形成・拡大

##### 企業立地の推進

関連企業の誘致、スタートアップ支援、工業団地の整備 等

##### 研究開発の推進

研究開発拠点の整備、大学等との連携支援 等

##### 人材育成・確保

大学等における学科・講座の開設、高度人材の確保、リスキリング支援 等

#### ▶ 地場産業の付加価値向上・販路開拓

##### 高付加価値化

新商品開発、新技術導入支援 等

##### 販路開拓

国内外でのマーケティング、流通経路の構築 等

##### 人材育成・確保

地場産業の人材獲得支援、専門人材の誘致 等

※市町村に対する支援も想定

### 2. 地方交付税措置

○ 都道府県が基金を創設し、複数年度で取り組むことを想定

#### 【算定項目】

普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目「地域未来基金費(仮称)」を臨時費目として創設し、都道府県の計画的な取組に要する経費を算定

#### 【算定額】

都道府県分 4,000億円程度

30

## 第1章 はじめに

（前略）

「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ伸び代を活かすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指す。これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、「**強い経済の実現に重点を置いて、世界をリードする成長分野の「クラスター」、地域発の「クラスター」を全国各地に形成して、地方から日本を成長軌道に押し上げていく。**」できるものから早急に実現するとともに、来年夏を目途に「地域未来戦略」を取りまとめる。

今般策定する「地方創生に関する総合戦略」（以下「本総合戦略」という。）は、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものである。「地域未来戦略」は、このフォローアップや地方創生施策の推進戦略を踏まえ、「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめる全体戦略である。

全体戦略としての「地域未来戦略」は、本総合戦略で整理される施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた施策を追加することで、大きく3つのタイプのクラスターを推進していく。

一つ目は、熊本のTSMCや北海道のラピダスを支えるクラスターのように、日本成長戦略における17の戦略分野に関する検討が主導する形で企業の大規模投資を中心に形成されるものである。

二つ目は、知事主導で計画されるクラスターであって、複数自治体の連携促進や中堅企業支援策の適用など、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すものである。

三つ目は、地場産業の更なる付加価値向上を支援し既存クラスターの拡大を目指すものである。

政府としては、**知事をはじめとする関係地方公共団体との戦略的対話を通じ、それぞれのタイプのクラスターの形成・発展を効果的に支援していく。**

31

## 緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長

### 1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 指定避難所における避難者の生活環境改善（厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等）
- 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
- 庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備

※ 指定避難所の（空調整備を伴わない）断熱性確保のための工事（文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む）について令和7年度事業債から対象に追加

※ 拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化



[キッチンカー（厨房設備）]



[防災コンテナ]

### 2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 橋梁について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する以下の事業
  - ・ 橋梁（道路、農道及び林道）の除却
    - ※ 健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁を対象
    - ※ 橋梁の除却に伴う付随する構造物の除却を含む
  - ・ 農道・林道橋梁の改修

3. 地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率70%

4. 事業期間 令和8年度～令和12年度（5年間延長）

5. 事業費

緊急防災・減災事業費：5,000億円

緊急自然災害防止対策事業費：4,000億円

32

## 公営企業経営改善特例債（仮称）の創設

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正）

### 1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

### 2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率：100%（資金手当）
- ・ 償還年限：原則10年

### 3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

### 4. 活用が想定される経営改善の取組

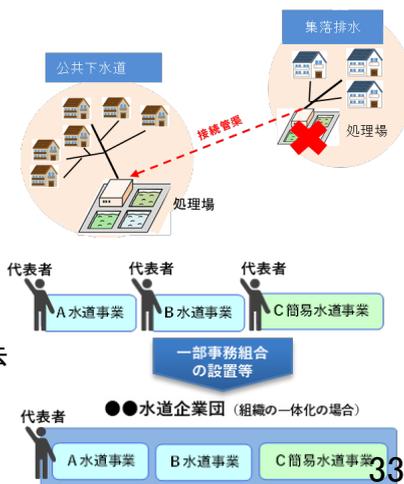
#### 下水道事業

集落排水を公共下水道に接続  
集落排水を合併浄化槽に転換 } 汚水処理場の撤去など

#### 水道事業

簡易水道を上水道に統合  
他の地方公共団体と事業を統合 } 浄水場の撤去など

※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



## 上下水道の老朽化対策の推進

- 埼玉県八潮市で発生した事故等を踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、地方財政措置を拡充

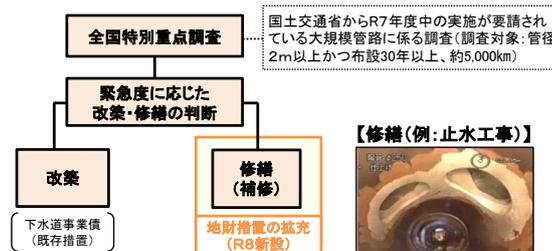
### 1. 下水道管路に係る全国特別重点調査への対応 下水道

埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加

【事業期間】 令和8年度～令和12年度

【地方財政措置】 修繕に要する経費を下水道事業債の対象に追加し、人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置

※ 改築の場合と同様



### 2. 水道管路耐震化事業「重点対策分（仮称）」の創設 上水道

事故発生時に社会的影響が大きい管路の耐震化事業について、通常事業費を超えて実施する事業（上積事業費）に対する一般会計からの繰入割合を従来の1/4（一般対策分）から1/2に拡充

【事業期間】 令和8年度～令和12年度（従来の水道管路耐震化事業についても令和12年度まで延長）

【地方財政措置】 上積事業費の1/2を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置



### 3. DX技術を活用した管路施設に係る点検・調査 上下水道

上下水道管路に係る点検・調査の効率化・高度化等を進めていくため、DX技術を活用した点検・調査に係る委託経費について、地方財政措置を講ずる。

※ 「上下水道DX技術カタログ」(令和7年3月国土交通省公表)に掲載された技術が対象

【事業期間】 令和8年度～令和9年度

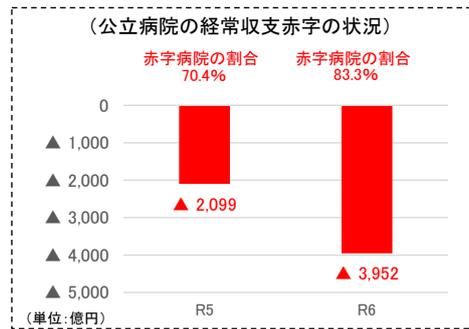
【地方財政措置】 事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、繰出額の50%を特別交付税措置

## 持続可能な地域医療提供体制の確保

### 1. 物価高騰等を踏まえた病院事業繰出金の増額等

- 近年の物価高騰や人件費の増加等の厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として8,300億円程度(前年度比+400億円程度)を計上し、地方交付税措置を拡充

- ・ 救急告示病院 : 1床あたり単価を9%程度引上げ
- ・ 小児医療 : 1床あたり単価を9%程度引上げ
- ・ 周産期医療 : 1床あたり単価を8%程度引上げ



### 2. 不採算地域における医療提供体制の確保

- 周辺人口が少ない等の不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、特別交付税措置の基準額を30%引上げ

- ※ 不採算地区病院についても、特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続
- ※ 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連などの公的病院等にも同様の措置を講じる

### 3. 公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格の高騰等による建設事業費の上昇や入札不調等が多く生じていること等を踏まえ、公立病院の新設・建替に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引上げ

R7: 59万円/㎡ ⇒ R8: 85万円/㎡

35

## 脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

### 1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

#### (1) 地方単独事業として実施するもの

- ① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備
  - ※ 売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、**発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するもの**を対象に追加
- ② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等
  - ※ ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修
  - ※ 建物全体が基準を満たす場合に加え、**空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合**を対象に追加
- ④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修
- ⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備
  - ※ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、**ハイブリッド車**

#### (2) 国庫補助事業として実施するもの

- ペロブスカイト太陽電池の導入**
- ※ 一般補助施設整備等事業債の対象に追加

### 3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

### 2. 地方財政措置

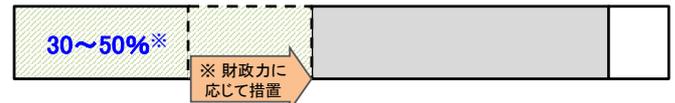
#### (1) ①及び②の事業

※ 売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



#### (1) ③及び④の事業

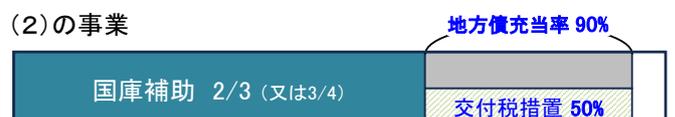
※ 個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



#### (1) ⑤の事業



#### (2) の事業



### 4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円) 36

## 地方への人の流れの創出・拡大等

### 1. ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置の創設

- 関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、自治体による幅広い取組を後押しするため、特別交付税措置を創設(措置率0.5)

### 2. 地域おこし協力隊に係る特別交付税措置の拡充

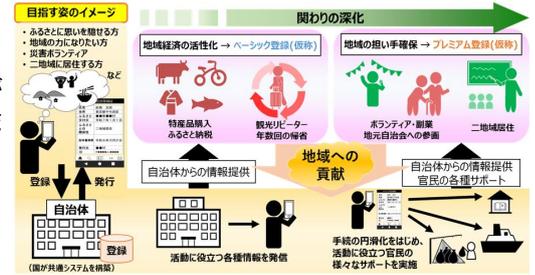
- 地域おこし協力隊の任期延長特例の導入
- 地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大5年に延長可能
- 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置の拡充
  - ・ 対象期間を延長(任期2年目から任期後1年以内 → 任期2年目から任期後3年以内)
  - ・ 新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限額を引上げ(100万円/人⇒200万円/人)

### 3. 地域力創造アドバイザーに係る特別交付税措置の拡充

- 現行では3年間となっている活用期間について、期間経過後に異なるアドバイザーを活用する場合には、さらに3年間活用可能とする
- 1市町村あたり上限額590万円/年→610万円/年とする ※謝金単価の上限を国の諸謝金等使用基準(9,300円/時)とする

### 4. 外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の拡充

- 在留外国人への対応に必要な環境整備に係る特別交付税措置(措置率0.5)の対象経費を追加(地域社会のルール等の習熟の取組、そのために必要な日本語の指導など)
- JET-CIR(国際交流員)について、環境整備の取組への積極的な活用を行うこととし、都道府県分の普通交付税について、国調人口に応じた算定から任用数に応じた算定に見直し



(伝統産業の承継)



(農業技術の習得)



(JET-CIRによる日本語の指導) 37

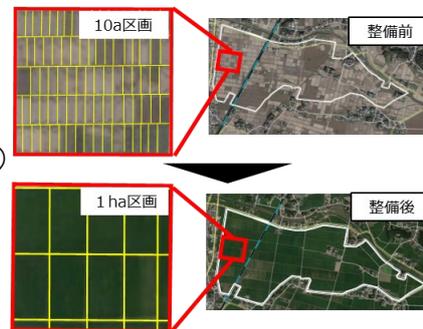
## 農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

### 1. 農業構造転換集中対策への対応

- (1) 対象事業  
国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業
  - ① 農業農村整備(農地の大区画化等)
  - ② 共同利用施設の再編集約・合理化
- (2) 地方財政措置(農業構造転換集中対策事業債(仮称))  
地方債充当率:100% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間  
農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)
- (4) 事業費(令和8年度)  
760億円(地方負担額ベース153億円)

#### 農地の大区画化のイメージ



#### 共同利用施設のイメージ



### 2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

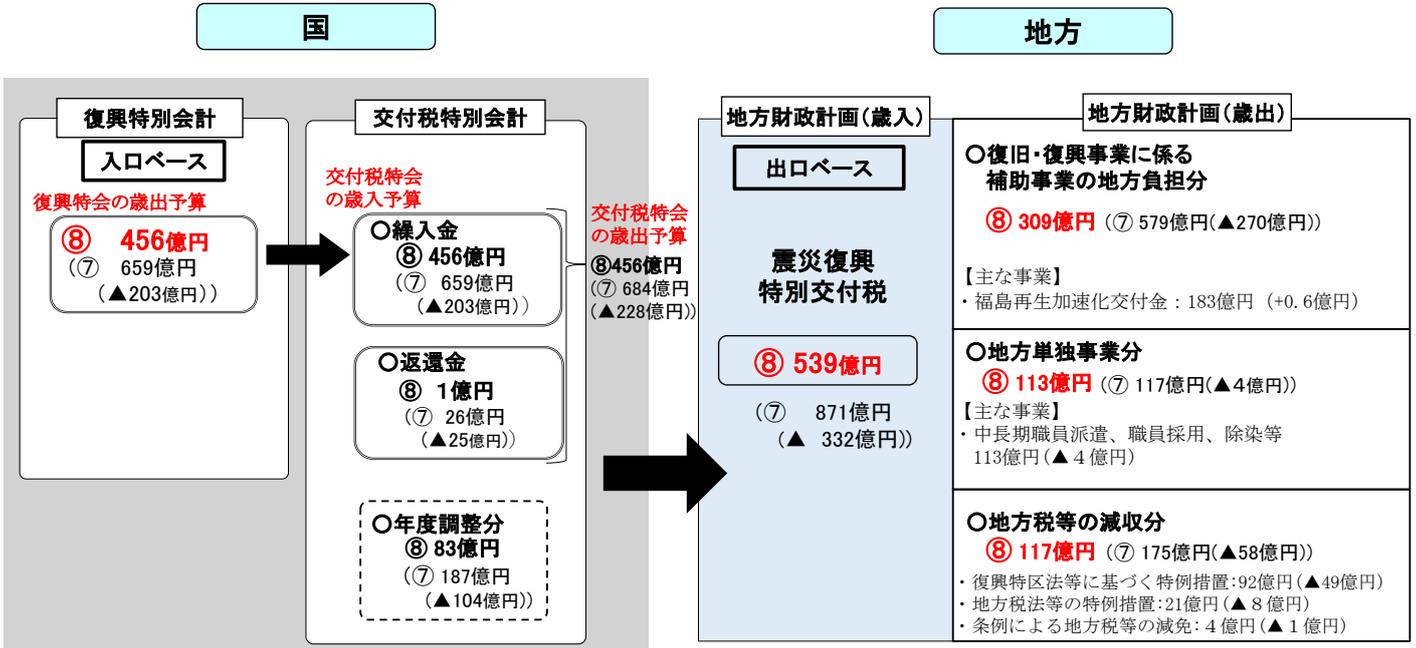
- (1) 対象事業の追加  
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事
- (2) 地方財政措置(公共事業等債)  
地方債充当率:90% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間  
令和8年度～令和12年度(5年間延長)



防災重点農業用ため池の防災工事のイメージ 38

## 震災復興特別交付税の令和8年度予算の姿

○ 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、通常収支とは別枠で「震災復興特別交付税」を539億円(R7:871億円)確保。



※「年度調整分」は、補助事業の執行残等により、前年度からの繰越額のうち、剰余金として見込まれる額  
 ※表示未満四捨五入のため、合計が合わない箇所がある。

## 当分の間税率廃止・いわゆる教育無償化の安定財源確保

財務省作成資料

所要額	<b>いわゆる教育無償化</b> 高校 0.4 +α 給食 0.3	<b>当分の間税率廃止</b> ガソリン 1.0 軽油 0.5	
-----	---	---------------------------------------	--

\*「+α」 ①公立高校支援: 高校教育改革促進基金 (R7補正)、②高校生等奨学給付金: 低所得世帯 (年収490万円未満相当) への拡充 (+0.02)

財源	<b>歳出改革</b> 0.24	<b>租税特別措置見直し等</b> 1.20 <small>賃上げ促進税制見直し 極めて高い所得の負担の適正化 等</small>	継続検討 (R9税制改正)
----	---------------------	---	------------------

	＜国＞	＜地方＞
所要額	<b>教育</b> 0.37	<b>ガソリン</b> 1.0
財源	<b>歳出改革</b> 0.10	<b>租税見直し等</b> 交付法定率分除く 0.74
(R8予算)	<b>初年度分</b> 0.10	<b>初年度分</b> 0.09

追加的な税外収入  
(銀行等保有株式取得機構剰余金 等)

継続検討  
(道路関連インフラ保全の重要性、物価動向等やCO2削減目標との関係にも留意しつつ検討)

継続検討  
(地方安定財源)

地方財政措置

# 令和8年度与党税制改正大綱（令和7年12月19日決定）（抄）

## 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

### 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

#### （3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸びしろを活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。

近年、地方税収が増加する中で、令和6年度・7年度の東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。こうした状況を背景に、行政サービスの地域間格差も拡大しており、東京都と隣接する地方公共団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。

こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約10万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

41

## 地方財政審議会・地方税制のあり方に関する検討会 報告書 — 税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等 —（概要）

令和7年11月

令和7年度与党税制改正大綱、経済財政運営と改革の基本方針2025等を踏まえ、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等を行った。その概要は以下のとおり。

### 1. 地方公共団体の税財政や行政サービスの現状

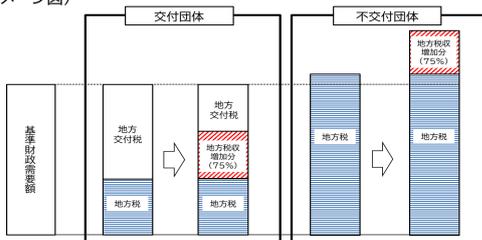
#### （1）地方税収の現状

- 全国の地方税収は3年連続過去最高。東京都の税収も増加傾向で推移し、令和6年度から7年度にかけては、**当初予算ベースで約5,000億円の増加**
- 全国の税収に占める東京都の税収（都及び市区町村の合計）のシェアは17.6%。これを大きく上回る税目は、道府県民税利子割のほか、**地方法人二税（譲与税込み）22.5%、土地に係る固定資産税25.1%**

#### （2）地方財政の現状

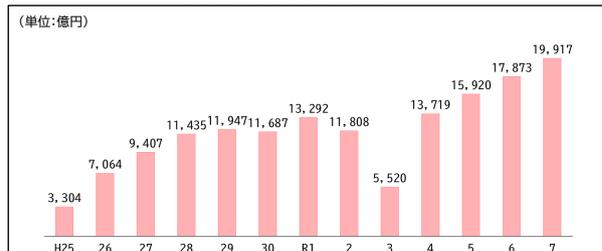
- 地方税収が全体として増加する中で、**地方団体間の財政力の差が拡大し、二極化する傾向**。地方税収の増加に伴い、**不交付団体は財源超過額が増加している**一方、交付団体は、地方税収が増加しても、一般財源の増加は限定的
- **東京都の財源超過額は、4年連続で増加しており、令和7年度は約2兆円で過去最高**

（イメージ図） <地方税収の増加と財政力格差の拡大>



※上記はイメージであり、実際には地方税収が増加した場合、留保財源分（25%）も増加する。

<東京都の財源超過額の推移>



※ 普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額。数値は地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

#### （3）地方公共団体の行政サービスの現状

- 東京都は、近年、所得制限を設けない住民への直接的な給付サービスなど様々な行政サービスを実施
- 東京都に隣接する3県等からは、財政力の差を原因として東京都との行政サービスの地域間における差が拡大しているとの声が上がっている

42

## 2. 人口動態及び経済社会構造の変化

### (1) 人口動態

- 我が国の総人口が減少を続ける一方、東京都の人口は増加し、**総人口に占めるシェアが上昇し続ける見込み**
- 令和6年は、10代と20代を合わせて約10万人の転入超過となっており、若年層が進学や就職を契機に東京都に転入する傾向
- 地方で育った若い人材が東京都に流入することで、東京都の競争力を支えている面がある一方、**長期的に見れば、将来、地方から転出する人材が枯渇し、東京都に人材を提供できなくなり、日本社会全体の持続可能性が低下する可能性**

### (2) 法人の事業活動・組織形態の変化

(法人の事業活動・組織形態の変化)

- 大法人の本社や、本社を支援する産業(情報通信業、金融業など)の東京都への集積
- 経営資源の効率化の観点などから支店の統廃合
- 業務高度化の観点などから本社の従業員数の増加
- ECの拡大、フランチャイズ事業・持株会社化の伸張

(地方法人課税)

- 一の都道府県にのみ納税する法人(非分割法人)のうち、**東京都にのみ納税する法人の税収シェアが大幅に増加**
- 複数の都道府県に納税する法人(分割法人)においても、**支店の統廃合や東京本社からの従業員数の増加により、東京都に分割される税収が増加**
- 法人事業税資本割における、東京都の税収シェアは**30%超の高い水準かつ増加基調で推移**

### (3) 地価の動向と都市開発の進展

(地価の動向と都市開発の進展)

- 海外からの投資やインバウンドの影響、再開発事業の進捗、限られた土地資源の中での土地利用者の需要の競合等により特別区の地価が上昇
- 賃貸オフィスの55%超(道府県庁所在地・特別区、延べ床面積ベース)が特別区に所在し、労働者、オフィス等の集積は、住宅や商業施設といった更なる都市開発の需要を喚起
- 国による行政投資、民間による建設投資は、他道府県を大きく上回る水準であり、人口、企業等の集積や国際競争力の強化等を背景とした都市開発が進展

(土地に係る固定資産税)

- 東京都や特別区が提供する行政サービス以外の要因<sup>(※)</sup>によっても**地価が上昇し、東京都が課税する特別区の税収シェアが拡大**

(※) 固定資産税の課税根拠は、資産の保有と行政サービスとの間に存在する一般的な受益と負担の関係にある。

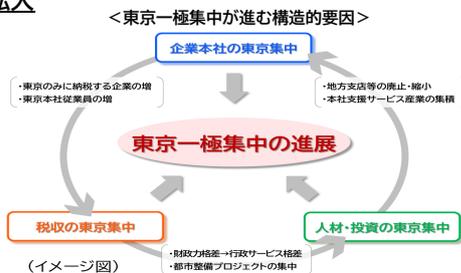
43

## 3. 東京一極集中がもたらす課題と税収の偏在是正の必要性

### (1) 東京一極集中がもたらす課題

#### ① 経済活動の東京一極集中の進展

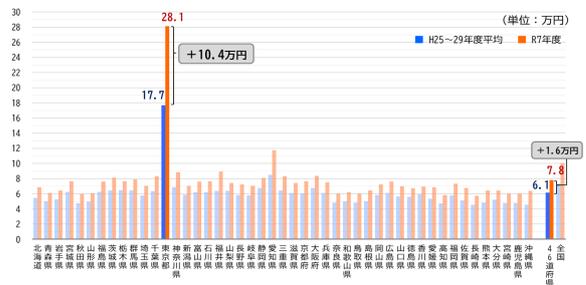
- 「ヒト・モノ・カネ・情報の集中」、「業務の高度化・効率化」、「都市開発の増加」によって経済活動が東京に集中・拡大
- 経済社会構造の変化が今後も進行すれば、東京都への**税源の偏在が一段と拡大し、他の道府県と比べ東京都の地方税収が大きく増加**
- 地方税収の増加により**財源超過額等が増大し、他の道府県との財政力格差、行政サービスの格差もさらに拡大**



#### ② 行政サービスの地域間格差の拡大

- 地方公共団体が行う独自施策等に充てられる財源の、各都道府県の人口一人当たりの額が東京都(28.1万円)は他道府県の平均(7.8万円)の約3.6倍
- 実際に支出された一般財源等の額を比較すると、東京都は全国平均より全体的に高い水準にあり、特に**住民への給付サービスに係る支出(民生費(児童福祉費・社会福祉費)等)が突出して多い**

<各地方団体が独自施策等に充当可能な財源の状況>



### (2) 税収の偏在是正の必要性

- **経済活動の東京一極集中は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、一過性のものではない**
- **東京都の財源超過額は既に過去最高となっており、現状の地方公共団体間の財政力格差を放置すれば、財政力格差が拡大する蓋然性が高い**
- 地方公共団体間の財政力格差の是正を図るべく、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべき**

44

# 令和8年度各府省関連施策について



令和8年1月22日  
総務省自治財政局調整課  
課長 和田 雅晴

## 自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）（教育無償化関係抜粋）

### I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

#### ① いわゆる高校無償化

- 「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

#### ② いわゆる給食無償化

- まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- その上で、中学校への拡充についても、できる限り速やかに実現する。

#### ③ 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援

- 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

#### ④ 高等教育の支援

- 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

### IV 教育無償化に関する論点等

- いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
- いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
- 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
- 高等教育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
- 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

## 三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(令和7年6月11日)

令和7年2月25日の三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、高等学校等就学支援金制度(以下、就学支援金制度)の見直しを通じて、家計への経済的負担を理由とした生徒の高校中退等を防ぐなど高校教育から離脱しないようするための支援に加え、如何なる所得層の世帯に属していたとしても、生徒自らが学びたいと考える高校をより選択しやすくなるための積極的な支援が可能となるよう、令和8年度からは所得制限を撤廃し、公立高校に通う生徒には11.88万円を支給するとともに、私立高校に通う生徒には全国授業料平均相当額となる45.7万円を支給することとなっており、こうした支援を通じて、高校教育を通じて生徒個人の能力等を高め、将来の日本社会を支える一員を育成する観点から、生徒が高校で学ぶ多様で質の高い教育機会の確保/選択肢の充実を目指す。

また、支援対象者・支給金額・必要となる予算等の詳細な制度設計や、低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充の具体化については、三党合意のIVで掲げられている論点等に関し下記の通り大枠整理を示して進め、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。

### 1. 義務教育との関係

- 義務教育段階の私立小・中学校に通う児童生徒には授業料支援がない一方で、ほぼ全ての生徒が進学する高校段階では、これらの生徒を公立高校のみでは収容できず、現に39%の生徒が私立高校に通っている状況等を踏まえ、実態的に準義務教育となっている高校の無償化大幅拡充を進める目的や意義を丁寧に説明することが必要。
- 高校無償化が大幅拡充されることを背景に、高校から入学することができない中高一貫校が広がっていく中、その在り方について、私立中学校の受験競争の低年齢化の観点も含め、検証することが必要。
- 高校進学率が99%に達する中で、今回のいわゆる高校無償化を、子供たちが誰一人取り残されず、自分らしく強みを発揮して輝ける高校教育の実現につなげる必要がある。
- 同時に、中学校卒業後に高校等には進学せずに就職するなどして社会で働くことを選択する若者が存在しており、高校進学者と就職者に対する支援の差が広がるとの指摘もあり、高校等に進学しない子供たち及び高校中退者に対する状況把握と公的支援の実施など関係機関と連携して支援を充実させる必要がある。

### 2. 公立高校(専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用によるPDCAの徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- また、子供たちの学びの質や機会を確保するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針(高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県が作成する計画(高校教育改革実行計画(仮称))に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価(高校生声を聞くことを含む)等による明確なKPIを設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。
- また、家庭の経済事情に左右されず、子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにする観点から、授業料以外の教育費の支援も充実させるため、例えば、支援対象として広げる中所得世帯の範囲や、地方に負担が生じることのないよう、国の負担割合を10分の10とすることなどを含め、「高校生等奨学給付金」の具体的な拡充の在り方について検討することが必要。このことは、「高所得世帯への優遇ではないか」との指摘にも応えるものである。

2

## 三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(令和7年6月11日)

### 3. 多様な教育機会の実現(高校間での単位互換を含む)

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。(※上記2.の論点と関連)
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む)、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

### 4. 収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方

- 「三党合意」以降、三党教育チームで行ったヒアリングなどでは「富裕層の外国籍生徒にまで支援が必要なのか」といった懸念や、「収入要件の撤廃により、高所得世帯では教育費が学習塾や習い事などに流れることで教育格差の拡大につながるのではないかと」といった指摘がなされており、こうした様々な声に真摯に向き合って対応していくことが必要。
- 特に、一般多額の国費が投じられる追加支援に関し、外国人生徒も対象としていくことについて、現在の支援状況や諸外国における支援の状況とともに、日本社会に根付いて生活する外国人や日本の産業を支える外国人の子弟が安心して学べる環境を確保するといった観点等を踏まえ、どう考えるか整理が必要。
- 外国人生徒については、授業料等が高いインターナショナルスクールに通う高所得世帯や授業料等が比較的低廉な民族学校に通う低所得世帯、我が国に継続的に在住・在学してきた者(永住者等)、高校留学のために初めて来日する者など、状況が様々な中でどのように扱うべきか、関連政策を含めて検討することが必要。

### 5. 私立加算額の水準の考え方(令和8年度から45.7万円)

- 三党合意では、「令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる」と明記されていることを踏まえ、授業料等に係る実態調査結果を参考に、高等学校の課程等の違いとともに、これまでの支援額決定の考え方等を踏まえ、就学支援金の見直しが必要。
- 合理性のない、いわゆる便乗値上げを抑える仕組みづくり(国や地方自治体による関与の仕方等)の検討が必要。
- 私立学校の経営の特性を踏まえつつ、私立学校が建学の精神に基づき、特色ある教育活動を推進することを阻害しないように配慮しながら、例えば、授業料に係る情報公開を強化した上で、東京都等における取組を参考に、私学助成による授業料等管理の観点からの措置などについて検討が必要。

### 6. 支給方法の考え方(代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進)

- 令和8年4月からの円滑な実施のため、現行の支給方法である代理受領を維持することとしつつ、その執行状況等を踏まえ、目的外使用の防止や現場の負担軽減等に資すると考えられる「代理受領」と、生徒の主体的な選択の拡大による学びの充実と質の拡大及び権利主体としての自覚育成等に資すると考えられる「直接支給」とのメリット/デメリットを比較考慮して、どのように対応するのか、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)の中でも検討し、速やかに結論を得る。
- マイナンバーの活用などDX化により、就学支援金や奨学給付金等の目的外使用の防止と手続の簡素化・統合をはかり、修学支援諸制度の効率的な支給を推進する必要。

3

## 三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(令和7年6月11日)

7. 国と地方の関係
  - 現行の就学支援金制度は国主導で10分の10国負担として推進してきた一方で、高校教育の実施に係る事務は自治事務であることや、今回の三党合意における「低所得層への高校生等奨学給付金の拡充」については、現状3分の1国補助の事業であることなどを総合的に勘案し、国と地方の関係について整理が必要。(3分の1国負担である義務教育費国庫負担金や、2分の1国補助である要保護者への就学援助(小中学校)等の義務教育との関係にも留意。)
8. 公立と私立の関係
  - 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
  - また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
  - 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
  - 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2. 3. の論点と関連)
9. 現場レベルの負担
  - 都道府県や学校現場の事務負担が極力増大せず、円滑な実施が可能となるよう工夫することが必要。(※上記6. の論点と関連)
10. 安定財源の確保
  - 制度化による恒久的な施策の実施には恒久的な安定財源が必要。
  - その際、子育て世帯の負担とならないよう配慮しつつ、多様な人材の育成、教育の質の確保等の目的を踏まえた安定財源の在り方を検討することが必要。

4

## 経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)(地方創生2.0関係)

### ○ 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)(抜粋)

#### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

#### 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

##### (1) 地方創生2.0の推進～令和の日本列島改造～

##### (地方創生2.0基本構想)

- ① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ② 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
- ③ 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- ④ 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- ⑤ 広域リージョン連携

以上の地方創生2.0の取組は、地域における担い手不足や、より広域的な政策展開の必要性等を踏まえると、産官学労言士等「みんなで取り組む」ことが必要である。国は、地方創生伴走支援制度等により中小規模の地方公共団体を支援するとともに、地域社会が直面する構造的な問題に対応するため、制度的なアプローチも強化する。こども・子育てや教育に関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討する。地方の課題を起点とする大胆な規制改革の実現に向け、モデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等の特区制度について、成果の早急な普遍化、地域のチャレンジの徹底したサポートなど、その運用を抜本的に強化する。基本構想を実施段階に進めるため、PDCAサイクルの徹底を前提とした適切なKPIを含んだ総合戦略を2025年中に策定する。1年、3年、5年といった期間ごとの工程表を作成し、政策効果を着実に積み上げていく姿も示す。

5

## いわゆる「高校無償化」の全体像等

自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム合意内容（令和7年10月29日）

### 【主な事項】

- 高等学校等就学支援金の支給上限額を、私立全日制は45.7万円、私立通信制は33.7万円とする。
- 「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする(別途の支援を行う)。
- 施策を恒久的に実施するためには新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保と今回の制度改革とを一体的に実施する。
- 令和8年度から新たな制度を円滑に実施するためには、就学支援金制度の法改正と予算（補正・当初）を一体として成立・施行すること、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応する。



6

## 三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日）

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」をはじめ各党において積み重ねられた各般の議論に基づいて、令和8年度から実現できるよう、令和8年度予算編成過程において成案を得ることとしている。

このため、具体的には高等学校等就学支援金制度の見直しとあわせて、公立高校や専門高校等への支援の拡充、高校教育の質の確保・向上、高校生等奨学給付金の低所得世帯への拡充に係る各種方策を通じた高校教育の振興とともに、教育と社会や産業との接続を考慮し、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を一体的に推進する。そのために必要となる新たな制度・仕組の概要とともに、こうした施策を実施するための安定財源の確保、関連する予算案や法案の成立に向けて、三党がともに責任を持って取り組むため、以下の通り合意する。

### 1. 高等学校等就学支援金制度について

令和8年度からの高等学校等就学支援金制度については、三党合意及び大枠整理においてその内容を確認してきたが、更に、実現するために必要となる制度設計の具体的な内容については以下の通りとする。

#### (1) 外国籍生徒、外国人学校の扱い

- ・ 現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、高等教育の修学支援新制度と同様に「**留学**」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
- ・ その上で、**在校生（留学生を含む）については、在学関係が續く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。**

#### (2) 支給上限額

- ・ 就学支援金の**支給上限額については、私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とする**とともに、**私立通信制については、支給上限額を33.7万円とする**。併せて、通信制高校等における管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上に向けて情報公開の徹底や点検の強化等の改善方策を早急に取り組む。

#### (3) いわゆる便乗値上げの抑止

- ・ 授業料の透明性等を確保するため、国において授業料等学納金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備する。
- ・ 国において、私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない便乗値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額する。

#### (4) 新たな制度の検証

- ・ 国民の様々な意見や新たな制度の実施状況や先行自治体の取組の分析等を踏まえて、収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給上限額、いわゆる便乗値上げの抑制策の実施による影響、特に地方や公立高校への影響について、三党で検証の枠組みを設け、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行う。
- ・ その際、高校から入学することができない中高一貫校や半数以上を外国人留学生が占める高校等の取扱い、学科を超えた学びや高校間での単位互換、DX化による効率化の推進、地方への影響などについて、多様な教育機会の確保、選択肢の充実を目指すとしていることとの関係も踏まえて検証する。
- ・ 高校等に進学しない子供たち及び高校中退者の状況把握を関係機関（こども政策部局、福祉部局、労働部局等）と連携して行い、その検証を踏まえて公的支援の実施などについて検討する。

7

## 三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について(令和7年10月29日)

### 2. 高校教育の振興を含む人材育成システムの改革について

未来を見据えた我が国の社会・経済の持続的な成長には、社会や産業の発展を支える人材育成を一層強化・底上げする必要があり、そのためには高校等が極めて重要な役割を担っている。教育と社会や産業との接続を考慮し、高校教育改革にとどまらず、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を進めることとし、特に高校教育の振興方策については以下の通りとする。

#### (1) 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- 我が国の持続的な発展・成長に向け、産業イノベーション人材等を育成するため、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI等の人材育成の強化を図り、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専への転換や高専の機能強化等を含む)や、普通科改革等(理系人材の育成や文理分断からの脱却の取組を含む)を通じた特色化・魅力化を図るための支援を実施する。
- 公立高校は、地域のそれぞれの人材を育成し、高校教育へのアクセスを確保するという重要な役割を担っていることを踏まえ、多様で質の高い教育が受けられるよう、その振興を図る。
- 国においては、「高校教育改革に関するグランドデザイン2040(仮称)」を今年度中に提示し、各都道府県において地域の実情に応じて「高校教育改革実行計画(仮称)」を策定・実行する。国においては、当該計画に基づく各都道府県の取組を支援するため、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することに加え、緊要性のある取組等は先行的に実施する。

#### (2) 高校教育の質の確保・向上

- 各高校において、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づき提供される教育プログラムを通じて、卒業後の進路等を見据えて在学中に各生徒がどの程度の力を身に付けることができたのか、その定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
- 私立通信制については、広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

#### (3) 高校生等奨学給付金の低所得世帯への拡充

- 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

### 3. 三党合意の円滑な実施に向けた安定財源の確保等

- 上記1.の就学支援金制度の新たな仕組みと上記2.の高校教育の振興を含む人材育成システムの改革を、安定財源を確保し持続可能な仕組みとして安定的・継続的に運用できるようにする観点や、地方自治体や学校現場において円滑な実施に向けて着実な準備ができるようにする観点などを踏まえ、これらを一体として進める。
- 上記施策を恒久的に実施するためには新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保と今回の制度改革とを一体的に実施する。
- 令和8年度から新たな制度を円滑に実施するためには、就学支援金制度の法改正と予算(補正・当初)を一体として成立・施行すること、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応する。

8

## 学校給食の無償化に関する緊急意見(令和7年11月13日 全国市長会)

自民党・公明党・日本維新の会において、現在、「三党合意」(令和7年2月)による「いわゆる給食無償化」の実現に向けて、三党の実務者による具体的な制度設計に向けた本格的な協議が始められている。

報道によれば、対象を公立小学校に絞り、全国の給食費の平均額を支給する案などの論点も含めた検討が行われ、今後、「国と地方の負担割合も焦点となる」とされている。

本会は、学校給食が多種多様な形で展開している実情がある中で、国等に対し、真に学校給食の無償化を目指し、全国どこの自治体においても格差なく取り組める措置について求めてきたところであるが、こうした観点から議論が行われているのか大変危惧している。

また、全国の公立小学校の学校給食費(食材費に相当する額)の合計額は約3,000億円(文部科学省推計・令和5年現在)とも言われており、現在の物価高騰の影響を踏まえると、無償化に必要な財源はそれ以上の額になるものと見込まれるが、十分な額が確保できるか疑問がある。

仮に、都市自治体が一部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出すらできない自治体が生じることが想定され、大きな混乱が生じることは必至である。

学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、**国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求める。**

9

## いわゆる「給食無償化」（学校給食費の抜本的な負担軽減）等に関する 三党実務者チームから地方三団体への提案のポイント

※令和7年12月11日 全国知事会作成

### 〇趣旨

- ・保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援。

### 〇支援対象者の範囲

- ・給食を実施する公立の小学校等を支援。

### 〇支援の基準額等

- ・完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額（約4,700円）に、近年の物価動向を加味し、一月当たり●●円。
- ・学校設置者の判断により、保護者から給食費を徴収することを可能とする余地を残す。

### 〇実施方法と学校給食法との関係

- ・学校給食法の改正は行わず、給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として予算補助として実施。

### 〇安定財源の確保

- ・今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施。
- ・令和8年度から新たな取組を円滑に実施するためには、いわゆる「給食無償化」（学校給食費の抜本的な負担軽減）の実施に必要な経費が盛り込まれた予算（補正・当初）の成立や、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応。

### 〇いわゆる「給食無償化」（学校給食費の抜本的な負担軽減）に係る負担割合

- ・国1/2、都道府県1/2

※子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点からは、広域自治体である都道府県の果たす役割が非常に重要

※都道府県は、域内各市町村の給食実施校における児童数に基準額を乗じた額を各市町村に配分

### 〇いわゆる高校無償化に係る負担割合

- ・国3/4、都道府県1/4

※令和8年度からの新たな制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度

都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、都道府県負担を導入

10

## いわゆる教育の無償化に関する意見（令和7年12月12日 全国知事会）

いわゆる教育の無償化は、政党間の合意に基づくものであり、本来であれば国の責任において全額国庫補助金等で実施するものであるにも関わらず、**来年度に向けた予算編成が大詰めとなる時期かつ唐突に地方負担が示されたことは極めて乱暴で、憤りを禁じ得ない。**

こうした進め方を前例とすることなく、地方にとって重要なテーマは、全国知事会をはじめ、全国市長会、全国町村会に十分な時間的余裕を持って、かつ丁寧に協議することを抗議とともに指摘する。

しかしながら、子どもの育ちと学び、市町村における円滑な給食事業を実施する観点から、都道府県に対する確実な財源措置を条件に、建設的な協議には応ずるものの、その前提として以下について強く求める。

- 〇 **給食費支援の基準額**について、給食の質を確保するとともに、地産地消や食育などの取組を実施している市町村等の地域の実情があることや、**物価上昇の状況等を十分に踏まえ、市町村の求める水準**とすること。その場合、**今後とも食材費の実態調査を行い、それと併せて毎年基準額を変更・設定**すること。
  - 〇 特色ある給食の提供に係る各省関係事業や物価高騰対策に係る交付金を柔軟に活用できる仕組みとするなど、給食費支援の基準額超過分についても市町村の工夫でさらなる負担軽減を行うことを可能とすること。
  - 〇 「いわゆる「給食無償化」（学校給食費の抜本的な負担軽減）」の表現のあり方は、現場に誤解と混乱を与えないよう、**市町村の考え方に沿って検討**すること。
  - 〇 中学校の給食費の負担軽減も、早期の実現に向けて検討を進めること。
  - 〇 公立高校等（専門高校や高専含む。）への支援について、**各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫に基づく特色化や魅力化、施設の老朽化対策、空調整備等も含めた教育環境の整備を計画的に進めるため、交付税措置のある地方債など有効かつ十分な財政措置を講じる**こと。
  - 〇 **都道府県負担に係る地方財政措置**については、国で恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。なお、地方交付税で措置する場合は、**精微に算定するとともに、国税の法定率の引き上げや新たな地方譲与税の創設なども検討**すること。さらに、今後の食材費上昇等も含め、国費と地方財政措置が確実に担保されるよう法律等で制度的に担保すること。
  - 〇 高校授業料、給食費ともに、今回の措置を契機とする保護者や学校・地方自治体の負担増大につながらない仕組みとし、**関連事務に係る財政措置も盛り込む**こと。
  - 〇 医療費、保育料負担の軽減など、**子ども子育て支援のナショナルスタンダードとすべきものについて、地方と協議して国における制度化を検討**すること。
  - 〇 **全国知事会、全国市長会、全国町村会と十分に協議**を行い、現場が対応可能な仕組みとなるよう制度設計を行うこと。  
また、仮に令和8年度から事業を実施する場合は、**政府において予算編成に当たり全国知事会へ制度立案の説明責任を果たす**とともに、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けること。
  - 〇 全国知事会、全国市長会、全国町村会からの要請項目の実現に自民・維新・公明の3党で責任をもって取り組むとともに、地方と協議し要請項目を実現するよう政府に強く求めること。
- 以上について、全国知事会の総意として、納得のいく説明及び誠実な回答を強く要請する。

11

## 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について（令和7年12月18日）

今回の令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意（以下「三党合意」という。）に基づく「いわゆる給食無償化」に向けた支援のために必要となる新たな仕組みの概要とともに、こうした施策を実現するための安定財源の確保、関連する予算案の成立に向けて、責任を持って取り組むことのほか、実現に当たって必要となる国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会、全国市長会、全国町村会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

### 1. 趣旨

- 三党合意においては、「子育て世帯への支援を強化する観点」から、令和8年4月から小学校段階における「いわゆる給食無償化」を「地方の実情等を踏まえ」て実施することとしている。
- 今回の取組については、三党合意を踏まえ、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を支援する。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進する。
- 一方で、「いわゆる給食無償化」という表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている「学校給食費の抜本的な負担軽減」であることを明確化する必要がある。この点については、責任を持って正確な趣旨の周知に取り組む。

### 2. 支援対象者の範囲

- 給食実施が学校設置者の努力義務とされていること、今回の取組は給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援であることから、給食を実施する公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援対象とする。
- 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象とする。また、生活保護の教育扶助や要保護児童生徒や特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童については、現行制度の適用を優先する。
- 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について先行的に支援を実施する。

### 3. 支援の基準額等

- 支援の基準額（児童一人当たり）については、完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額（約4,700円）に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円とする。また、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえて、適切な額を設定するものとする。補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定する。
- 地産地消や特色のある給食の提供に積極的に取り組む自治体が多いことから、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から給食費を徴収することを可能とする。
- 非喫食者の取扱いについては、その状況も多岐にわたり、現在でも自治体ごとに対応が様々であることから、学校設置者の判断に委ねることとする。

### 4. 実施方法と学校給食法との関係

- 上記のように、地方の実情等を踏まえた柔軟な対応を可能とすべきであること、また、学校給食法上、給食費は保護者負担とされているが、「自治体等の判断によって補助することを否定するものではない」と整理されていることを踏まえ、学校給食法の改正は行わないこととする。
- その上で、今回の取組については、自治体に対する予算補助として実施することとし、給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食料費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援を行うこととする。これに必要な事務費は適切に措置する。
- 今回の取組の実施とあわせて給食費の公会計化の取組を行う自治体に対しては、そのために必要となるシステム改修等について先行的に支援を実施する。なお、国からの支援については各自自治体において適正に管理する必要があるが、給食費の公会計化等が実施されていることを支援の条件とはしない。

12

## 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について（令和7年12月18日）

### 5. 安定財源の確保

- 今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施する。
- 令和8年度から新たな取組を円滑に実施するためには、必要な経費が盛り込まれた予算（補正・当初）の成立や、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、責任をもって対応する。

### 6. 給食の質の向上

- 学校給食における給食の質の向上を取り巻く状況は自治体によって大きく異なることから、国で一律に方針等を示すのではなく、各自自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応する。
- また、地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

### 7. 国と地方の関係について

令和8年度からの実現に当たり、国と地方（都道府県・市町村）の役割分担の在り方及び負担割合について、以下のとおり整理する。

#### （1）国と地方の役割分担等

- 今回の取組の主たる目的は、子育て支援の観点から、現在保護者負担とされている食材費に関して保護者の負担軽減を図るものである。その際、以下のような観点からも広域的団体である都道府県にも一定の役割が求められていることを踏まえ、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入する。
  - 学校給食については、その設置者である市町村が実施し、施設設備費や人件費などの負担を担っている一方、都道府県においても、栄養教諭・学校栄養職員採用・配置・研修等を通じた食育の推進や、主食等の共同調達等を担う都道府県給食会への支援や監督等を行っている。
  - 一般の物価高騰や少子化の進展等の中にあっても、各市町村の財政力の違いによらず、質の確保された給食を安定的に実施することが求められる。
  - また、今回の取組は子育て支援の観点から行われるものであるが、他の子育て支援施策においても、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、それぞれ協力して実施されているところである。
  - このため、子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきの観点からは、広域的団体である都道府県の果たす役割が非常に重要となる。
- なお、人件費（県費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施することで、給食運営全体でみると、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、協力して実施する体制が確保される。

#### （2）地方負担に関する対応

- 地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

13

## 三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について(令和7年12月18日)

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」及び同年10月29日の「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」において合意されたとおりであるが、残された課題である国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。その際、全国知事会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

### 1. 国と地方(都道府県)の役割分担の在り方及び負担割合について

- ・ 現行の高等学校等就学支援金制度については、高校教育に要する経済的負担を軽減することにより、高校教育の機会均等を実現することを目的として、所得制限を設け、経済的負担を軽減する必要がある者に受給資格を認める仕組みとなっており、国主導で10/10国負担により実施されてきた。
- ・ 令和8年度からの新たな就学支援金制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。
- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有している。これらを踏まえれば、都道府県も高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入する。
- ・ あわせて、地方からは今般の高校無償化に伴う公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などを懸念する声があることを踏まえ、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」(令和7年10月29日、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)において合意された内容等に沿い、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校等の施設設備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設する。

### 2. 地方負担に関する対応について

- ・ 新たな就学支援金制度に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

14

## いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場

### 1. 趣旨

今般のいわゆる教育無償化については、現場を担う地方と国とが連携を図ることが重要であることから、政党間での合意等を踏まえた令和8年度からの円滑な実施に向け、政府と地方団体でそれらの制度設計等に関する協議を行う。

### 2. 出席者

政府側：松本文部科学大臣、高橋総務副大臣、舞立財務副大臣、関係局長等

地方団体側：

#### 【全国知事会】

会長	阿部守一	長野県知事
副会長・人口戦略対策本部長	平井伸治	鳥取県知事
子ども・子育て政策推進本部長	熊谷俊人	千葉県知事
文教・スポーツ常任委員会委員長	大村秀章	愛知県知事

#### 【全国市長会】

会長	松井一實	広島市長
副会長・社会文教委員会委員長	都竹淳也	飛騨市長
社会文教委員会副委員長	松村淳子	宇治市長

#### 【全国町村会】

会長	棚野孝夫	白糠町長
行政委員会委員長	美浦喜明	水巻町長

### ※開催実績

○令和7年12月19日(金) 13:15~14:15 ※対面・オンライン併用

15

## 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

三党における議論を踏まえ、令和8年度からの円滑な実施に向け、引き続き地方側の意見を十分に尊重しつつ、以下の方向性を基本として各制度・事業の設計及び実施に当たることとする。

### 1. 高校教育の振興方策について

#### ○ 趣旨

- ・ 経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化するとともに、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢の充実を目指し、高校生等に対する授業料の支援を実施。
- ・ 高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。

#### ○ 支援対象者の範囲

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず支援を実施する。
- ・ 外国籍生徒、外国人学校の扱いについては、現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
- ・ その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続するとともに、新入生については、従前の制度では対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。

#### ○ 支給上限額

- ・ 私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、現行29.7万円を33.7万円とする。

#### ○ 合理性のない授業料値上げの抑止

- ・ 授業料の透明性等を確保するとともに、合理性のない授業料値上げを抑止する仕組みを構築する。

#### ○ 負担割合

- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、授業料支援である高等学校等就学支援金制度の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入。

#### ○ 地方負担に関する対応

- ・ 今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。

#### ○ 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- ・ 公立高校や専門高校等への支援について、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校の施設整備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設。

16

## 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

#### ○ 高校教育の質の確保・向上

- ・ 各学校において、学びの定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
- ・ 私立通信制については、論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

#### ○ 安定財源の確保

- ・ 上記の取組を実施するための安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。

#### ○ その他

- ・ 必要な事務費は適切に措置。事務負担の軽減についても検討。

### 2. 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

以下の内容に沿って、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施。

#### ○ 趣旨

- ・ 保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進。
- ・ 「いわゆる給食無償化」の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む。

#### ○ 支援対象者の範囲

- ・ 給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象。生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先。
- ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。

#### ○ 支援の基準額等

- ・ 完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円。
- ・ 毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定。
- ・ 補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定。
- ・ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能。また、特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能とし、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能。
- ・ 非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる。

17

## 三党合意に基づきいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

- **実施方法と学校給食法との関係**
    - ・ 学校給食法の改正は行わず、自治体に対する予算補助として実施。給食費負担軽減交付金(仮称)の創設により、食材費相当額(給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額)を対象として支援。
    - ・ 必要な事務費は適切に措置。
    - ・ 現場が対応可能な仕組みとなるよう、今回の取組の円滑な実施に向け、自治体との意見交換を行い、事務負担の軽減も含めた実務に関する検討を実施。
    - ・ 給食費の公会計化等のためのシステム改修等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。なお、国からの支援については各自自治体において適正に管理する必要があるが、公会計化等の実施を支援の条件とはしない。
  - **安定財源の確保**
    - ・ いわゆる教育無償化に係る安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分については、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。
  - **給食の質の向上**
    - ・ 各自自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。
    - ・ 地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。
  - **負担割合**
    - ・ 子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、**地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入**。
    - ・ なお、人件費(県費負担教職員除く)や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施。
  - **地方負担に関する対応**
    - ・ **今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。**
    - ・ **具体的には、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。**
- ### 3. その他
- ・ 子ども子育てに関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め、地方団体と協議しながら検討する。
  - ・ 今回の進め方を前例としないようにとの指摘を真摯に受け止め、今後、地方にとって重要なテーマについては、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議することとする。
  - ・ 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証。中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討。
  - ・ 上記のほか、一連の三党合意と地方団体の意見を踏まえた取組について、真摯に対応。

18

## 高等学校教育改革等推進事業費(仮称)の創設

- いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費(仮称)」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債(仮称)」を創設

### 1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が令和7年度中に提示する高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県において策定される計画

#### (1) 専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

- (例) ・ 先端技術を活用した機器導入  
・ 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象

#### (2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備

- (例) ・ 理数系教育推進のための機器導入  
・ 探究的な学びの実施に向けた施設整備

#### (3) 地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

- (例) ・ 遠隔授業配信拠点の整備  
・ 特別な教育的支援のための施設設備の整備



(マシニングセンタ)



(スマート農業対応温室)



(化学生物系実験室)



(探究型学習空間)



(遠隔授業配信センター)



(校内エレベーター)

### 2. 地方財政措置

地方債充当率:90%、交付税措置率:50%

※施設の新増築・建替については、交付税措置率30%

### 3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

### 4. 事業費

1,000億円

19



# 高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額(案) 5,824億円  
(前年度予算額 4,074億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,800億円  
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円  
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円

文部科学省

## 背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

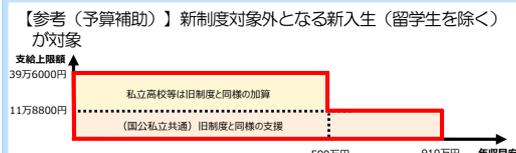
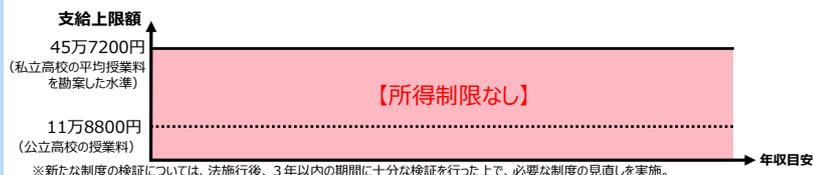
## 目的・目標

○ 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

## 事業内容 (事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～)

◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意(令和7年10月29日、令和7年12月18日)に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年取に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。(設置者が代理受領)

**【新制度】所得制限：なし**  
**支給上限額：11万8800円(公立)、45万7200円(私立)**  
※ 国立高校等についても、実質無償。  
※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は33万7200円。



## 新制度対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校

## 新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。  
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4  
国立高校等：国10/10

(担当：初等中等教育局学修支援プロジェクトチーム)

20



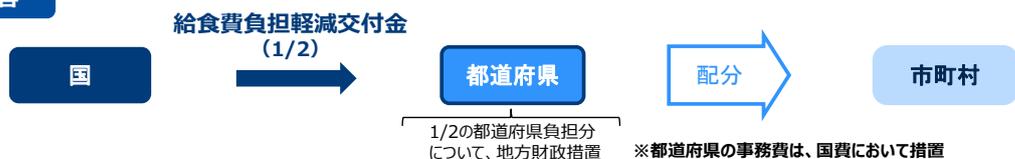
# 学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)

令和8年度予算額(案) 1,649億円  
(新規)

文部科学省

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等(★)に基づき、**学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」**を創設し、**都道府県**に対し交付する。(※個人ではなく、自治体向けの支援策)

## 事業内容



## ● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援(国1/2、都道府県1/2)

● **支援額(※1)：給食実施校の在籍児童数(※2) × 基準額(※3) × 11か月 × 1/2**

- ※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援
- ※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。
- ※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額

● **基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能**(特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能)

● **非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる**(※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。)

## ● 基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食：パン又は米飯等+ミルク+おかず  
補食給食：ミルク+おかず  
ミルク給食：ミルクのみ

(基準額の考え方)  
令和5年度学校給食費調査の全国平均(完全給食の場合、小学校で4,688円)に、近年の物価動向を加味して設定

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

21

★ 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)  
「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について」(令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)  
三党合意に基づきいわゆる教育無償化に向けた対応について(令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省)

## 脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

### 1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

#### (1) 地方単独事業として実施するもの

- ① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備  
※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、**発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するもの**を対象に追加
- ② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等  
※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修  
※建物全体が基準を満たす場合に加え、**空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合**を対象に追加
- ④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修
- ⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備  
※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、**ハイブリッド車**

#### (2) 国庫補助事業として実施するもの

- ペロブスカイト太陽電池の導入**  
※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

### 3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

### 2. 地方財政措置

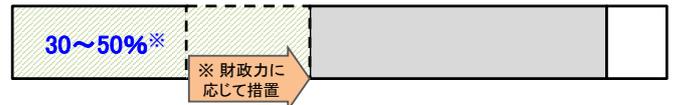
#### (1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



#### (1) ③及び④の事業

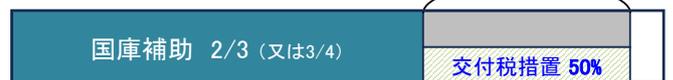
※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



#### (1) ⑤の事業



#### (2) の事業



### 4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)

22

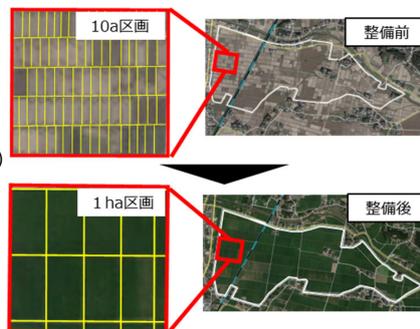
## 農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

### 1. 農業構造転換集中対策への対応

- (1) 対象事業  
国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業  
① 農業農村整備(農地の大区画化等)  
② 共同利用施設の再編集約・合理化
- (2) 地方財政措置(農業構造転換集中対策事業債(仮称))  
地方債充当率:100% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間  
農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)
- (4) 事業費(令和8年度)  
760億円(地方負担額ベース153億円)

農地の大区画化のイメージ



共同利用施設のイメージ



### 2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

- (1) 対象事業の追加  
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事
- (2) 地方財政措置(公共事業等債)  
地方債充当率:90% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間  
令和8年度～令和12年度(5年間延長)



防災重点農業用ため池の防災工事のイメージ

23

## 令和8年度における「社会保障の充実」（概要）

			(単位:億円)	
事項	事業内容	令和8年度 予算案	(参考) 令和7年度 予算額	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 <sup>(注3)</sup>	前年同額	7,000	
	育児休業中の経済的支援の強化 <sup>(注4)</sup>	前年同額	979	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	960 1,563	909 1,615
		地域包括ケアシステムの構築 ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・令和4年度における介護職員の処遇改善 ・令和6年度における介護職員の処遇改善	前年同額 508 430 前年同額 前年同額	1,196 414 524 752 689
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	693
		被用者保険の拠出金等に対する支援	前年同額	900
		70歳未満の高額療養費制度の改正	前年同額	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	前年同額	1,190
		介護保険保険者努力支援交付金	前年同額	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等)	前年同額	3,816
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	前年同額	15
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	前年同額	47 2,089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	前年同額	644	
	年金生活者支援給付金の支給	前年同額	3,958	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	110	108	
合計		27,987	27,986	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
 (注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。  
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額子ども家庭庁に計上。  
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

24

## 令和8年度における「新しい経済政策パッケージ」（概要）

### 新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

			(単位:億円)	
事項	事業内容	令和8年度 予算案	(参考) 令和7年度 予算額	
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。 <sup>(注3)</sup>	前年同額	722	
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定子ども園等の費用を無償化(2019年10月～)。 <sup>(注3)</sup>		8,858	
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。		1,003	
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、扶養する子供が3人以上の多子世帯や低所得者世帯の高等教育費の負担を軽減できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 <sup>(注3)(注4)</sup>		6,400	
合計			16,983	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
 (注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。  
 (注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額子ども家庭庁に計上。  
 (注4) 令和8年度予算案において7,133億円(国及び地方の合計額)を計上。

25

# 令和8年度の消費税増収分の使途

## 〈令和8年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：17.6兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

### ○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.1兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

8.8兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。  
（注2）総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。  
（注3）「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和8年度予算約2,000億円）の活用を図ることとしている。

26

## 養護・軽費老人ホームに係る地方財政措置（概要）

### 養護老人ホーム【措置費】（実施主体：市町村）

○ 普通交付税において、実際の被措置者数に応じた算定を行っている。〔老人福祉法に基づく義務的経費であるため確実に措置〕

被措置者数当たり単価（R8）：3,034千円 ←

消費税率引上げや処遇改善に伴い、順次見直しを実施。

※ 令和8年度については、賃上げ・職場環境改善支援事業（R7補正）や令和8年度介護報酬改定を踏まえた措置費の改定に必要な経費を含めて措置

（参考）被措置者数当たり単価の推移

（単位：千円）

R8	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R元	…	H18	R8/H18
3,034	2,968	2,949	2,898	2,831	2,723	2,657	2,633	…	2,101	1.44倍

※ 別途、4月2日以降の措置状況を踏まえるため、9月30日現在の被措置者数に応じた特別交付税措置あり。

### 軽費老人ホーム【運営費】（実施主体：都道府県、市町村）

○ 実際の入所者数によらず、標準的な経費を措置している。

都道府県：標準団体（65歳以上人口 53万人）当たり 898,642千円

市町村：標準団体（65歳以上人口3.1万人）当たり 2,206千円

※市町村については、標準的な経費を上回る団体に対し、別途、特別交付税措置あり。

### 養護・軽費老人ホーム【施設整備費】（実施主体：都道府県）

○ 三位一体の改革に伴い廃止された国庫補助金相当額について、充当率100%、100%交付税措置の地方債の対象としている。



※参考  
一般財源化前（～H17）



27

- ・ 令和7年度から令和9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」とする取組方針を策定
- ・ 「交通空白」解消に向けた「地域の足」の確保等に対する取組について、**新たに特別交付税措置を創設。**

**国庫補助**  
(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開事業)

**「交通空白」解消タイプ**

➢ 全国に約2,500存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を調査から実証運行までトータルで支援

➢ 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は **2 / 3** (上限1億円)

※東京23区及び三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

**共同化・協業化促進タイプ**

➢ 複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を調査から実証運行までトータルで支援

➢ 補助率：1,000万円まで定額、1,000万円を超える部分は **2 / 3** (上限1億2,000万円)

**特別交付税措置**

国庫補助（「交通空白」解消タイプ又は共同化・協業化促進タイプ）を受けて実施する取組に係る地方負担について、**特別交付税措置**

**措置率（0.8×財政力補正）**

ただし、以下の①～③の取組については、

**措置率（0.5×財政力補正）**

- ①「地域の足」に係る「交通空白」の解消を対象としていない取組（観光の足」に係る「交通空白」解消のみを対象としている取組など）
- ②道路運送法第78条第3号に基づく「日本版ライドシェア」の取組
- ③「交通空白」解消タイプのうち、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市を対象とする取組

(注)

- ・ システム構築費、車両費などの運行に直接関連がある費用が対象。（基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用などは対象外）
- ・ 国庫補助上限に合わせて特別交付税対象に上限を設定。

※「地域交通DX推進タイプ」及び「モビリティ人材・組織育成タイプ」には特別交付税措置なし。

**地域未来交付金**（内閣府地方創生推進室）  
令和8年度概算決定額 **1,600.0 億円**

内閣府資料  
一部加工

**事業概要・目的**

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策を推進する。
- 地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。
- 人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

**資金の流れ**



**地方財政措置**

ソフト事業	普通交付税により措置したうえで、残余は事業費に応じて特別交付税により措置
ハード事業	地方債を充当し、その元利償還金の一部を普通交付税により措置

**事業イメージ・具体例**

**○主な対象事業**

- ・ 地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援。
- ・ 各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を支援。

スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



## 第6部 今年度の研究のまとめ



## 令和7年度地方行財政ビジョン研究会のまとめ

慶應義塾大学経済学部

井手英策

令和7年度の地方行財政ビジョン研究会では、全5回の研究会が開催され、地方公共団体、外部講師、総務省からの報告と、委員も含めた活発な質疑応答が行われた。全5回のうち、第1回および第5回は行政サイドからのご報告である。第2回は、地方公共団体からの報告や現地視察を踏まえて、現在の医療現場での課題とその解消に向けた努力を学ばせていただいた。第3回および第4回は、外部講師に報告をお願いし、学術的な面から在宅医療、全世代型社会保障制度の理解を深めた。以下、全5回の概要について整理しておきたい。

まず行政サイドから見ておく。第1回研究会は、総務省自治財政局調整課前課長（現地方債課課長）梶元伸氏より「地方財政と社会保障等」について、ご説明をいただいた。第5回は、総務省自治財政局財政課財政企画官前田優氏より「令和8年度地方財政対策の概要について」、また、総務省自治財政局調整課課長和田雅晴氏から「令和8年度各府省関連施策について」、それぞれご報告いただいた。地方財政対策および各府省の関連施策について詳細なご説明をいただき、最新の制度改正の動向を委員間で共有することができた。政策を評価するうえで、制度改正の意図と目的を知ることは重要である。制度改正の背後にある問題意識の一端を知ることのできるこうした機会は、参加した委員の研究活動にとって、大変有意義な時間だと云える。

次に地方公共団体からのご報告と視察についてまとめておく。第2回の研究会では、掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センターのご協力のもと、中東遠総合医療センター企業長兼院長宮地正彦氏より「総合病院の過去、現在、そして未来 ファーストペンギンになることを恐れない」、静岡県健康福祉部医療局医療政策課課長代理村松齊氏より「地域医療体制の確保と在り方などについて」、掛川市地域包括ケア推進課課長代理榛葉馨氏により「地域医療体制整備と地域包括ケアシステムの構築～中東遠総合医療センター病院統合時協議時の課題への対応～」、袋井市健康未来課課長小澤由靖氏により「病院統合時

の諸課題と対応について」をご説明いただき、最後に、院内施設の視察を行わせていただいた。

中東遠総合医療センターは、掛川・袋井両市民病院の統合により誕生した。院長の宮地氏は、統合成功の鍵は、医師数に見合った病床数への削減と、機能分担にあるとおっしゃった。医師不足に対しては、招聘に頼るのではなく「自前での教育」に注力することが重要であることから、全科による救急対応や研修医への手厚い教育体制を構築し、マッチング率と医師の質を劇的に向上させるべきだと指摘された。印象的だったのは、経営面で、低い診療報酬を補うため、収益率の高い人間ドック（自由診療）を強化し、予防医療と経営安定の両立を図っていた点である。また、紹介制の徹底や未収金対策、がん拠点病院指定など、質の向上と効率化を並行されていた点も興味深かった。結論として、行政や大学のエゴを排し、地域全体で機能分担を行う「病院群」構想と、変化を恐れない組織文化の醸成こそが、地域医療を守る道であると結論づけられた。

村松氏からは、国が策定中の新たな地域医療構想において、外来・在宅医療や介護連携への対象拡大、高齢者急性期を担う「包括期」の新設など、医療機関の機能分化がより重視されている現状が説明された。続けて、静岡県では、病床機能報告の妥当性を高めるべく、独自の「定量的基準（静岡方式）」を導入して実態に近い病床把握を進めている、とされ、また、DPCデータに基づいて、高度急性期・急性期を担う中核病院の維持と、それ以外の病院を総合診療中心のコミュニティホスピタルへ充実させる方針が取られているとのご説明があった。圏域別の分析では、中東遠圏域のように機能分担が成功している例がある一方、民間病院が密集し連携が困難な圏域もあり、地域ごとの課題が浮き彫りになったように思う。今後は、市町村単位の枠組みを超えたブロック単位での病院運営や、公立・公的病院のさらなる機能分担・連携が不可欠だ、として締めくくられた。

小澤氏からは、「中東遠総合医療センター」の課題として、住民から、設置場所への不満、病床数減少による入院への不安、急性期特化に伴う外来受診の困難さへの懸念がある、とのご指摘があった。対応として、掛川・袋井両市では、アクセス道路や直通バスを整備し、旧病院跡地に後方支援病院や救急診療所を誘致・整備することで、救急からリハビリ、在宅までを支える地域包括ケ

アシシステムを構築している、とのことだった。徹底した情報公開で住民と危機感を共有したこと、市民団体との協働を通じて「医療を守り育てる」という住民の行動変容を促したことが、持続可能な地域医療の実現に繋がった、とのご指摘には、地域医療の根底に自治があることを実感させられた。

最後に、外部講師による講演の内容を整理しておく。第3回研究会では、医療法人社団悠翔会理事長佐々木淳氏より「在宅医療現場の実態と自治体に求められる役割」について、また、蓮田市保健福祉部長森上和代氏より「蓮田市の現状・課題と自治体に求められる役割」について、それぞれの在宅医療現場の実態や行政の役割の観点からご説明いただいた。

在宅医療専門グループを運営する佐々木氏は、在宅医療の本質を「患者の価値観に寄り添い、人生を支えること」と定義され、「入院への依存度を減らすこと」が最大のミッションであると明確に述べられた。日本の医療は世界最多の病床数を抱えているが、医師不足を背景に低密度な医療に留まり、病院経営上の理由から「社会的入院」が常態化している。特に高齢者の入院は、感染症や骨折によるものが多く、入院そのものが認知機能や身体機能の劇的な低下を招くリスクがある点に注意を喚起された。佐々木氏は、適切な予防管理と24時間対応、さらにポリファーマシーの解消により、急性期疾患でも自宅で治療可能であることを国際的な潮流や自院のデータから実証され、デジタル技術による遠隔モニタリングを併用し、入院を回避することで、社会保障費の抑制と患者のQOL向上を両立できると指摘された。病院という「箱」の維持に固執せず、医療資源を地域に再配置し、入院依存を脱却する聖域なき議論が必要であると述べられた点は、参加者に強い印象を与えたのではないか。

森上氏の所属される蓮田市は、人口約6万人の「とかいなか」として、病院主導で始まったモデル事業を市が継承し、独自の医療・介護連携体制を構築してきた経験をもつ。ご報告のなかで興味深いポイントが大きく分けて三つあった。第一は、徹底した地域資源の把握である。市の根幹業務として、市内179箇所の全事業所を網羅した「在宅医療・介護連携ガイド」を毎年更新し、単なる名簿ではなく、麻薬処方や看取りの可否、ケアマネへの協力姿勢など、連携に不可欠な詳細情報を掲載し、手配りで関係を深めておられた。第二は、四つの場面に応じた切れ目ない支援である。森上氏によると「日常の療養」「入退

院」「急変時」「看取り」の各場面で具体的かつ細やかな施策が展開されているとのことだった。第三は、多職種合意の意思決定機関である。施策の実行力を担保するため、地域の医療・介護トップが合意形成を行う「地域包括ケア推進代表者会議」を設置し、行政の独りよがりではない、現場主導の推進体制を整えている点が強調された。今後の課題として、医療圏域と市民の生活圏の乖離、および高齢者中心の現行制度を「全世代型」へどう拡張していくかが示された。これは全国の自治体が共通して抱える課題でもあるだろう。

第4回研究会では、島根大学法文学部教授関耕平氏より「島根の2つの現場から、全世代型社会保障における地方財政を考える」、また、菅野早紀委員より「日本における仕事と介護の両立についての実証分析」について、それぞれご説明をいただいた。

関氏からは、沖縄県久米島と島根県隠岐の事例から、都道府県と市町村が共同運営し、赤字を分担する離島医療体制の優位性が指摘された。どうしても私たちは予算制約の厳格化を志向してしまいがちである。これに対して、住民ニーズを反映した質の高い医療維持には、県の財政支援による「ソフトな予算制約」が有効に機能するのだ、と説かれた点がとても興味深いご指摘だった。小さな拠点事業では、島根県の事例を基に、中央政府が想定する「集約」や「撤退戦」を否定し、住民自治を尊重し、共助に依存しすぎない公助の重要性が強調された。結論として、目新しさを追う国の交付金ではなく、一般財源による長期的・柔軟な支援と、住民の合意形成を導く専門人材の育成こそが、全世代型社会保障の基盤になると強調された点は、私も強く共感した点である。

菅野氏からは、親の介護と施設利用が、中高年世代の子どもの就業行動やメンタルヘルスに与える影響についてご報告いただいた。まず、介護による就業継続や労働時間への悪影響が女性に顕著にあらわれていること、介護時間の増加や介護期間の長期化に伴い、女性の就業確率は低下し、労働時間が減少していること、特に別居の親を介護する場合、通院等のコストから就業抑制効果がより大きくなることが指摘された。続けて、メンタルヘルスと施設利用の効果についてご説明いただき、精神面では、同居親の介護が女性のメンタルヘルスを悪化させる一方、介護施設の利用はメンタルヘルスを改善させる効果があること、フルタイム労働者も介護によって精神的負荷を強く受けていることが可

視化された。最後に、育児と同様、介護負担も女性に偏る傾向があり、長時間労働が評価される“Greedy Work”のもとで世帯収入を最大化するために、女性の就労機会が抑制されている事実が強調された。冒頭、2030年には約9兆円の経済損失が懸念されているとのご指摘もあったが、介護と雇用政策を一体化した政策対応は急務であろう。

今年度も、総務省のみなさんからは、国政におけるホットイシュー、地方財政対策における問題意識を丁寧にご説明いただき、報告者、講師をお引き受けくださったみなさんからは、多角的な観点から、地域医療や介護における閉塞した状況、改善に向けた野心的な取り組みについて教えていただくことができた。委員も含め、今年度の研究会運営にご協力いただいたすべての皆様に感謝申しあげる。最後になったが、このような、研究者・行政・実践家が課題を共有するための貴重な機会を設けてくださった地方自治研究機構のみなさんにも謝意を表したい。



## 委員名簿等



委員長	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
副委員長	関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授
	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授
	荒見 玲子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	倉地 真太郎	明治大学政治経済学部准教授
	桑原 美香	福井県立大学経済学部経済学科教授
	小西 杏奈	専修大学経済学部経済学科准教授
	菅野 早紀	青山学院大学経済学部経済学科准教授
	祐成 保志	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	高橋 涼太郎	慶應義塾大学経済学部准教授
	竹端 寛	兵庫県立大学環境人間学部教授
	丸山 桂	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
	茂住 政一郎	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	吉弘 憲介	桃山学院大学経済学部教授
		—以上 学識委員—
	和田 雅晴	自治財政局調整課長
	渡辺 善敬	自治財政局財政課大臣官房参事官
	前田 優	自治財政局財政課財政企画官
	村田 直也	自治財政局財政課課長補佐
	宮崎 正志	自治財政局交付税課理事官
	長谷川 雄也	自治財政局調整課課理事官
	青島 一路	自治財政局調整課課長補佐
	眞木 伸浩	自治財政局調整課課長補佐
	馬渡 寛子	自治財政局調整課課長補佐
	新納 範久	自治財政局地方債課課長補佐
	高橋 直人	自治財政局地方債課課長補佐
	岩田 知也	自治財政局財務調査課課長補佐
	伊藤 幸寛	自治財政局財務調査課課長補佐
	伊地知 寛光	自治財政局財務調査課課長補佐
	水谷 健一郎	自治財政局公営企業課課長補佐
	山田 翔平	自治財政局公営企業課準公営企業室課長補佐
	梶 元伸	自治財政局調整課長（～第1回委員会まで）
	山口 健悟	自治財政局財政課大臣官房参事官（～第1回委員会まで）
	畑中 雄貴	自治財政局財政課理事官（～第1回委員会まで）
	梅本 祐子	自治財政局財務調査課理事官（～第1回委員会まで）
	最上 桂	自治財政局財務調査課課長補佐（～第1回委員会まで）
	小林 純	自治財政局公営企業課公営企業経営室課長補佐（～第1回委員会まで）
	伊藤 淳	一般財団法人地方自治研究機構総務室長兼調査研究室長兼総務室長
事務局	鹿野 修平	自治財政局調整課事務官
	諏訪部 なずな	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員



## 令和7年度の開催経緯

委員会	テーマ・説明者	報告書該当部分
第1回委員会 (令和7年5月12日)	○地方財政と社会保障制度等 総務省自治財政局調整課課長 梶 元伸 氏	第1部第1章
第2回委員会 (令和7年8月19日)	○総合病院の過去、現在、そして未来 ファーストペンギンになることを恐れない 中東遠総合医療センター企業長兼院長宮地 正彦 氏 ○地域医療体制の確保の在り方などについて 静岡県健康福祉部医療局課長代理 村松 斉 氏 ○地域医療体制整備と地域包括ケアシステムの構築 ～中東遠総合医療センター病院統合協議時の課題への対応～ 掛川市地域包括ケア推進課課長 榛葉 馨 氏 ○病院統合時の諸課題と対応について 袋井市健康未来課課長 小澤 由靖 氏	第2部第1章 第2部第2章 第2部第3章 第2部第4章
第3回委員会 (令和7年11月5日)	○在宅医療現場の実態と自治体に求められる役割について 医療社団法人悠翔会 理事長 佐々木 淳 氏 ○在宅医療・介護連携推進事業 蓮田市の現状・課題と 自治体に求められる役割 蓮田市健康福祉部部長 森上 和代 氏	第3部第1章 第3部第2章
第4回委員会 (令和7年12月8日)	○島根の2つの現場から、全世代型社会保障における 地方行財政を考える 島根大学法文学部 教授 関 耕平 氏 ○日本における仕事と介護の両立についての実証分析 青山学院大学経済学部 准教授 菅野 早紀 氏	第3部第3章 第4部第1章
第5回委員会 (令和8年1月22日)	○令和8年度地方財政対策の概要について 総務省自治財政局財政課財政企画官 前田 優 氏 ○令和8年度各府省関連施策について 総務省自治財政局調整課課長 和田 雅晴 氏	第5部第1章 第5部第2章

人口減少社会における全世代型社会保障  
構築に向けた地方行財政運営に関する調査研究

－令和8年3月発行－

一般財団法人 地方自治研究機構  
〒104-0061  
東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階  
電話 03-5148-0661（代表）